

第58回定期大会議案書

日 時 令和6年 9 月 13 日（金）午後 1 時30分～
場 所 帝国ホテル大阪 3 階・「孔雀西の間」
大阪市北区天満橋1-8-50

近畿税理士政治連盟

（お願い） 代議員については、出欠に関わらず必ず委任状により議決権を行使してください。

目 次

(議 案)

第1号議案	令和5年度運動経過報告承認の件	1
第2号議案	令和5年度収支決算承認の件	19
第3号議案	令和6年度運動方針承認の件	27
第4号議案	令和6年度委員会活動方針承認の件	31
第5号議案	令和6年度収支予算承認の件	35
第6号議案	大会決議承認の件	41
巻末資料	1～3	45

第 1 号 議 案 令和 5 年度運動経過報告承認の件

第 1 号 議 案 令 和 5 年 度 運 動 経 過 報 告 承 認 の 件

自 令和 5 年 7 月 1 日

至 令和 6 年 6 月 30 日

〔一〕経過の概要

近畿税理士政治連盟（以下「当連盟」という）は、令和 5 年度運動方針に則り、日本税理士政治連盟（以下「日税政」という）及び近畿税理士会（以下「近税会」という）の協力を得つつ、当連盟の大阪府連合会・兵庫県連合会及び府（県）支部連合会（以下「支部連」という）、支部並びに税理士による国会議員等後援会（以下「後援会」という）と連携して、次のとおり運動を展開した。

1. 税制改正への取組みについて

日本税理士会連合会（以下「日税連」という）では令和 5 年 6 月 22 日に「令和 6 年度税制改正に関する建議書」を機関決定した。これを受けて、日税政では 6 月 23 日に建議書と同一項目の「令和 6 年度税制改正に関する要望（今後の税制改正についての基本的な考え方及び 33 の要望項目）」を作成し、日税連との協議により 3 項目の「最重要建議・要望」と 10 項目の「重点要望」を抽出し機関決定した。（巻末資料 1，2）

日税政では、8 月末に各府省庁から提出される税制改正要望に、要望が反映されることを目指し、全国の税理士政治連盟（以下「税政連」という）に対し 8 月中の早期陳情を昨年度に引き続き要請した。そして各党に要望書等を提出するとともに、後援会等を通じ推薦国会議員等に配付して税制改正要望の実現について理解と協力を得ることに努めた。10 月 24 日には政策委員会・国対委員会が中心となり、全国の税政連と連携し、国会議員に対し一斉陳情を行い、税制改正要望の実現に向け働きかけを行った。

当連盟では、近税会調査研究部に当連盟本部役員が意見書作成段階から参画し、情報の共有と連携の強化を進めると共に、日税政の各政党との税制改正要望に関するヒアリングに合わせ、各政党の府県支部連合会の懇談会に参加し、地域からの要望発信に努めた。

また要望が日税政において機関決定された 6 月以降、各支部連及び後援会が中心となって推薦国会議員等に陳情を行うなど強力な運動を行った。

令和 6 年度税制改正大綱等に記載された主な要望項目（一部実現したもの、検討事項とされたものを含む）は次のとおり。

- ① 法人版事業承継税制（特例措置）に係る特例承継計画の提出期限の延長
- ② 賃上げ促進税制に関する繰越控除制度の創設
- ③ 中小法人に対する外形標準課税適用の見送り

「所得税法等の一部を改正する法律案」は、令和 6 年 3 月 28 日に参議院本会議において可決成立し、4 月 1 日施行された。

2. 公益活動の推進施策について

地方公共団体の外部監査制度や登録政治資金監査人制度、租税教育、成年後見支援等、

公益活動の推進について、支部連及び後援会を中心に、税理士の専門家としての能力活用を関係各方面に働きかけた。

また、当連盟本部役員が近税会公益活動対策部に参画し情報の収集に努めた。

3. 公職選挙に対する支援活動について

首長選挙について

令和5年9月に東大阪市長選挙、令和6年2月には京都市長選挙が施行された。当連盟においては、支部連より推薦依頼のあった候補者について推薦審査会を開催し、それぞれ推薦を決定した。選挙結果は以下の通り。

首長選挙

支部連	選挙区	告示	投票	推薦候補者	政党	現職	当落
大阪府第4	東大阪市長	R5/9/17	R5/9/27	野田義和	維新	○	当選
京都府	京都市長	R6/1/21	R6/2/4	松井孝治	無所属		当選

※候補者名は選挙管理委員会への届出名を使用

4. 「所得税確定申告期における税務相談会場」の関係国会議員等による視察について

近税会では、令和5年分の所得税確定申告期において、税理士の社会公共的使命及び税理士業務の無償独占に鑑み、各支部においては税務相談会場、近畿税理士会館では、コールセンターを運営し税務支援にかかる施策が実施された。

当連盟では、近税会が行っている税務支援について、関係国会議員等に税務相談会場の実情視察方を要請したところ、国会会期中で関係議員の日程調整が困難であったにも拘わらず、19人の国会議員等が22の相談会場を視察した。

相談会場では、後援会役員、当連盟の支部・支部連及び本部役員が議員等を案内するとともに、近税会支部役員の協力を得て、税務支援の抱える問題点や無料相談の意義について説明を行った。また、相談に訪れた納税者と直接対話する機会もあり、中小事業者をはじめとする納税者の実情について理解を深めていただくことができた。

視察した国会議員等には、申告納税制度の確実な定着と納税義務の適正な実現及び電子申告の推進のため、税理士が果たしている役割の大きさを改めて認識していただいた。

視察後の懇談会では、税務支援等について意見交換を行うとともに、令和6年度税制改正に取り上げていただいた項目について御礼申し上げ、積み残し部分の早期実現方を要望した。

令和５年分「所得税確定申告期における税務相談会場」の視察状況

院	視察議員氏名	選挙区	政党	視察月日	備考
衆	池 下 卓	大阪 10	維 新	2 月 5 日(月)	1 会場視察
衆	宗 清 皇 一	大阪 13	自 民	2 月 5 日(月)	1 会場視察
衆	勝 目 康	京都 1	自 民	2 月 16 日(金)	1 会場視察
				2 月 19 日(月)	2 会場視察
衆	前 原 誠 司	京都 2	教 育	2 月 26 日(月)	1 会場視察
衆	関 芳 弘	兵庫 3	自 民	2 月 19 日(月)	1 会場視察
衆	大 串 正 樹	兵庫 6	自 民	2 月 19 日(月)	1 会場視察
衆	山 田 賢 司	兵庫 7	自 民	2 月 19 日(月)	1 会場視察
衆	山 口 壯	兵庫 12	自 民	2 月 22 日(木)	1 会場視察
衆	小 林 茂 樹	奈良 1	自 民	2 月 2 日(金)	1 会場視察
衆	田野瀬 太 道	奈良 3	自 民	2 月 9 日(金)	1 会場視察
衆	柳 本 顕	比例近畿	自 民	2 月 8 日(木)	1 会場視察
				2 月 19 日(月)	1 会場視察
参	杉 久 武	大阪府	公 明	2 月 16 日(金)	1 会場視察
参	吉 井 章	京都府	自 民	2 月 19 日(月)	1 会場視察
参	福 山 哲 郎	京都府	立 憲	2 月 26 日(月)	1 会場視察
参	西 田 昌 司	京都府	自 民	3 月 4 日(月)	1 会場視察
参	伊 藤 孝 江	兵庫県	公 明	2 月 19 日(月)	1 会場視察
参	末 松 信 介	兵庫県	自 民	3 月 4 日(月)	1 会場視察
参	こやり 隆 史	滋賀県	自 民	2 月 19 日(月)	1 会場視察
非	大 西 宏 幸	非現職	自 民	3 月 5 日(火)	1 会場視察

※政党名は、視察時の政党名を記載しております。

5. 会員研修会の開催について

当連盟は、近税会の関連団体として、組織の活性化と税政連活動のPRを目的に研修会事業を行った。講師の選定やテーマについては、タイムリーかつ税政連の特質を生かすよう留意し企画している。

令和6年6月22日(土) 13時30分～16時30分

会 場 国民會館 大ホール (大阪市中央区)

内 容 第1部 講演

テーマ 「時局講演～どうなる自民党～」

講 師 片 山 さつき 参議院議員・元国務大臣

第2部 講演

テーマ 「令和6年度税制改正について」

講 師 藤 田 隆 大 近畿税理士会 調査研究部長

参加者 64人

6. 税理士による国会議員等後援会について

後援会の目的は、国会議員等を通じて国会における情報を収集し、また、国会議員等に税理士業界の意向を伝え、十分な理解を得ることである。

当連盟は、後援会関係及び政党・国会議員等の会合に本部役員が出席し後援会会長、国会議員等及び後援会会員と意見交換を行い、後援会における各種課題の把握に努める

とともに後援会組織の拡充強化を支援した。

当年度には、吉井章後援会が設立され、令和6年6月末日現在で40の支援後援会（衆議院24、参議院10、非現職6）が存在する。（巻末資料3）

7. 会員の税政連意識の高揚策について

当連盟では、近税会が実施する証票伝達式に際して、本部正副幹事長が輪番で新入会員に対して税政連の重要性、必要性和その活動及び成果等について説明し、積極的な参加と協力を求め、税制改正をはじめとする取り組みについて、国会における審議の経過等について説明し、活動主体としての税政連のPRに努めた。

また、同じく近税会行事である「本会と支部役員との連絡会議」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催が中止された。

当連盟支部定期大会に際しては、会員の税政連意識の高揚を図り会費収納率の向上と支部活動の拡充強化に資するため、本部役員が出席し、税政連活動の現況報告を行うとともに、税政連活動の成果と今後の懸案等を内容とする会長メッセージを披露し、会員の税政連に対する理解を深めた。

当連盟から会員個々に対しては、機関誌「近畿税政連」を発行して活動の状況等について報告を行った。令和5年度は8月、10月、12月、1月、5月に発行した。また「近税政ホームページ」によるタイムリーな情報の提供に努めた。

さらに、昨年に引き続き「第2回写真コンテスト（募集期間：令和6年1月9日～令和6年7月26日）」を開催し、会員の税政連意識の高揚に資するべく広報に努めた。

8. 財政問題について

令和5年度会費の年度末における収納額は6,944万円であり、前年度収納額より50万円減少した。収納率については、既会員の収納率が前年度の34.61%から34.15%に減少し、新入会員を含めた全体の収納率は34.49%から34.03%となった。

会費の収納については、令和5年7月20日付で全会員に対して会費納入の要請を行った後、11月14日付で未納入の会員への納入要請を行った。また、令和6年4月16日には支部長名による納入の要請を行うとともに、支部独自文書の作成や支部長名入りの封筒を使用するなど、各支部の協力を得た上で会費納付書を発送した。会費収納率の向上のためには、支部・支部連及び後援会の協力が不可欠であることから、支部における未納会員に対する対応の強化と本部施策に対する一層の協力を要請した。

また、口座振替及びコンビニ収納の周知を図り、その効果が十分に発揮されるよう広報誌及びホームページへの口座振替の案内の掲載、納付書発送時に口座振替の案内を同封する等により、普及定着に努力した。

さらに、財政基盤を強化するため、従来新規登録時のみお願いしていた「税理士制度発展募金」を、既存会員を含めた全ての会員先生方をお願いすることとし、その結果、547名の会員先生方から622万円の心温まるご寄付を頂くことができた。

一方、支出については、その執行にあたり十分な検討と管理を行い、健全な財政運営に努めている。

〔二〕会議・運動等の概略

1. 本 部 関 係

令和5. 7. 3 現金監査

7. 5 第1回広報委員会

- (1) 第57回定期大会の開催に関する件
- (2) 第57回定期大会提出議案（原案）作成に関する件
- (3) 機関紙第263号（5月号）の批評
- (4) 機関紙第264号（8月号）の編集に関する件
- (5) 機関紙第265号（10月号）の編集企画に関する件
- (6) 第1回写真コンテストについて
- (7) その他

7. 12 政策・組織合同委員会（Web会議）

- (1) 第57回定期大会の開催に関する件
- (2) 第57回定期大会提出議案（原案）作成に関する件
- (3) その他

7. 14 第1回国対委員会

- (1) 第57回定期大会の開催に関する件
- (2) 第57回定期大会提出議案（原案）作成に関する件
- (3) その他

7. 14 支部連会長・後援会会長連絡会議

- (1) 令和6年度税制改正要望について
- (2) 衆議院議員総選挙について
- (3) 後援会支援規程について
- (4) その他

7. 18 財務・後援会対策合同委員会（Web会議）

- (1) 第57回定期大会の開催に関する件
- (2) 第57回定期大会提出議案（原案）作成に関する件
- (3) その他

7. 20 第1回正副幹事長会（Web会議）

- (1) 第57回定期大会の開催に関する件
- (2) 第57回定期大会提出議案（原案）作成に関する件
- (3) 財務状況について
- (4) 後援会支援規程の改正について
- (5) 規約第45条別表改正について
- (6) その他

7. 20 第1回幹事会（Web会議）

- (1) 第57回定期大会の開催に関する件
- (2) 第57回定期大会提出議案（原案）作成に関する件
- (3) 財務状況について

- (4) 後援会支援規程の改正について
- (5) 規約第45条別表改正について
- (6) その他

7. 25 第1回総務会（Web会議）

- (1) 第57回定期大会の開催に関する件
- (2) 第57回定期大会提出議案（原案）作成に関する件
- (3) 財務状況について
- (4) 後援会支援規程の改正について
- (5) 規約第45条別表改正について
- (6) その他

7. 31 第1回推薦審査会（書面審議）

- (1) 交野市議会議員選挙における推薦候補者の決定について

8. 2 会計監査

8. 10 機関紙第264号（8月号）発行

9. 1 第2回推薦審査会（書面審議）

- (1) 東大阪市長選挙における推薦候補者の決定について

9. 8 第57回定期大会運営に関する事前打合せ会

- (1) 第57回定期大会・国政報告会の運営について
- (2) その他

9. 8 第57回定期大会（於：帝国ホテル大阪）

- (1) 令和4年度運動経過報告承認の件
- (2) 令和4年度収支決算承認の件
- (3) 令和5年度運動方針承認の件
- (4) 令和5年度委員会活動方針承認の件
- (5) 令和5年度収支予算承認の件
- (6) 任期満了に伴う役員改選の件
- (7) 大会決議承認の件

国政報告会（参加議員等）

衆議院： 池下 卓、宗清皇一、北側一雄、谷川とむ、赤羽一嘉
大串正樹、渡海紀三朗、うへの賢一郎、柳本 顕

参議院： 杉 久武、松川るい、伊藤孝江、堀井 巖、山本香苗

非現職： 大西宏幸、左藤 章、中山泰秀

（代理出席）

衆議院： 泉 健太、山田賢司、二階俊博、大岡敏孝

参議院： 加田裕之、末松信介、佐藤 啓、こやり隆史

懇親会（参加議員等）

衆議院： 勝目 康、盛山正仁、松本剛明

参議院： 高橋光男

非現職： とかしきなおみ

(代理出席)

衆議院： 佐藤茂樹、西村康稔、小林茂樹、高市早苗、奥野信亮

参議院： 石川博崇

非現職： 長尾 敬

9. 15 第1回写真コンテスト表彰式・懇親会

9. 15 第2回広報委員会

- (1) 第1回写真コンテストについて
- (2) 機関紙第264号（8月号）の批評
- (3) 機関紙第265号（10月号）の編集に関する件
- (4) 機関紙第266号（12月号）の編集企画に関する件
- (5) その他

10. 6 第2回正副幹事長会

- (1) 本部役員について
- (2) 委員会担当副会長の委嘱について
- (3) 本部6委員会 委員長、副委員長、委員の委嘱について
- (4) 推薦審査委員の委嘱について
- (5) 大阪府連合会・兵庫県連合会会長および

同府・県連役員の委嘱について

- (6) 名誉会長、顧問、相談役の委嘱について
- (7) 近畿税理士会の部会への当連盟役員の追加選任について
- (8) 日本税理士政治連盟への幹事、各委員会委員推薦について
- (9) その他

10. 6 第2回幹事会

- (1) 本部役員について
- (2) 委員会担当副会長の委嘱について
- (3) 本部6委員会 委員長、副委員長、委員の委嘱について
- (4) 推薦審査委員の委嘱について
- (5) 大阪府連合会・兵庫県連合会会長および

同府・県連役員の委嘱について

- (6) 名誉会長、顧問、相談役の委嘱について
- (7) 近畿税理士会の部会への当連盟役員の追加選任について
- (8) 日本税理士政治連盟への幹事、各委員会委員推薦について
- (9) その他

10. 6 第2回総務会

- (1) 本部役員について
- (2) 委員会担当副会長の委嘱について
- (3) 本部6委員会 委員長、副委員長、委員の委嘱について
- (4) 推薦審査委員の委嘱について

- (5) 大阪府連合会・兵庫県連合会会長および
同府・県連役員の委嘱について
 - (6) 名誉会長、顧問、相談役の委嘱について
 - (7) 近畿税理士会の部会への当連盟役員の追加選任について
 - (8) 日本税理士政治連盟への幹事、各委員会委員推薦について
 - (9) その他
- 10. 10 機関紙第265号（10月号）発行
- 11. 8 第3回広報委員会
 - (1) 令和5年度運動方針及び委員会活動方針について
 - (2) 委員会の課題と対策及び今後の活動について
 - (3) 今後の委員会運営について
 - (4) 機関紙第265号（10月号）の批評
 - (5) 機関紙第266号（12月号）の編集に関する件
 - (6) 機関紙第267号（新年号）の編集企画に関する件
 - (7) その他
- 11. 14 国対・後援会対策合同委員会
 - (1) 令和5年度運動方針及び委員会活動方針について
 - (2) 委員会の課題と対策及び今後の活動について
 - (3) 税制改正要望について
 - (4) 確定申告期における税務支援業務の視察について
 - (5) 第50回衆議院議員総選挙の対策について
 - (6) 後援会の状況について
 - (7) その他
- 11. 16 政策・財務・組織合同委員会
 - (1) 令和5年度運動方針及び委員会活動方針について
 - (2) 委員会の課題と対策及び今後の活動について
 - (3) 税制改正要望について
 - (4) 会費収納率の向上策について
 - (5) 会員研修会の開催について
 - (6) その他
- 11. 29 第3回正副幹事長会（書面審議）
 - (1) 「税理士による吉井章後援会」（令和5年11月12日設立）を
支援後援会に認定することについて
- 12. 1 第4回広報委員会
 - (1) 会費収納率の向上策について
 - (2) 機関紙第267号（新年号）の編集に関する件
 - (3) 機関紙第268号（5月号）の編集企画に関する件
 - (4) 第2回写真コンテストの開催について
 - (5) その他

- 12. 10 機関紙第266号（12月号）発行
- 令和6. 1. 4 第3回推薦審査会（書面審議）
 - (1) 京都市長選挙における推薦候補者の決定について
- 1. 10 機関紙第267号（新年号）発行
- 4. 5 第5回広報委員会
 - (1) 機関紙第266号（12月号）・第267号（新年号）の批評
 - (2) 機関紙第268号（5月号）の編集に関する件
 - (3) 機関紙第269号（8月号）の編集企画に関する件
 - (4) その他
- 5. 10 機関紙第268号（5月号）発行
- 6. 22 会員研修会（於：国民會館）
 - 第1部 講演
 - テーマ 「時局講演～どうなる自民党～」
 - 講 師 片山さつき 参議院議員・元国務大臣
 - 第2部 講演
 - テーマ 「令和6年度税制改正について」
 - 講 師 藤田隆大 近畿税理士会 調査研究部長
- 6. 28 第4回推薦審査会（書面審議）
 - (1) 門真市長選挙における推薦候補者の決定について

2. 府県連合会・支部連合会・後援会関係

令和5. 7. 1 税理士による末松信介後援会第5回定期総会

(ホテルクラウンパレス神戸)

7. 14 税理士による北側一雄後援会定期総会 (南海グリル東店)

7. 19 税理士による大串正樹後援会第4回定期総会 (伊丹市立文化会館)

7. 22 税理士による勝目やすし後援会定期総会 (京都ブライトンホテル)

7. 28 税理士による関よしひろ後援会第15回定期大会 (和風荘)

7. 29 税理士による盛山正仁後援会年次総会 (灘区文化センター)

8. 5 税理士による泉ケンタ後援会第11回総会 (ホテルオークラ京都)

8. 7 税理士による松川るい後援会第5回定期総会 (ホテルアウィーナ大阪)

8. 21 近畿税理士政治連盟大阪府第一支部連合会第28回定期大会
(大阪キャッスルホテル)

8. 26 税理士による田中ひでゆき後援会第2回総会
(ホテルグランヴィア京都)

8. 26 近畿税理士政治連盟奈良県支部連合会令和5年度定期大会
(奈良春日ホテル)

8. 26 近畿税理士政治連盟和歌山県支部連合会令和4年度定期大会
(ダイワロイネットホテル和歌山)

8. 28 近畿税理士政治連盟大阪府第2支部連合会第28回定期大会
(ホテルモントレ ラ・スール大阪)

8. 28 近畿税理士政治連盟大阪府第3支部連合会第42回定期大会
(吹田市文化会館)

8. 30 近畿税理士政治連盟兵庫県第3支部連合会第28回定期大会
(尼崎市中小企業センター)

8. 31 近畿税理士政治連盟兵庫県第一支部連合会第42回定期大会
(三宮東急 REI ホテル)

9. 1 税理士による佐藤ゆかり後援会臨時総会 (解散総会) (書面審議)

9. 1 近畿税理士政治連盟京都府支部連合会第41回定期大会
(ホテルグランヴィア京都)

9. 1 近畿税理士政治連盟滋賀県支部連合会第42回定期大会
(琵琶湖ホテル)

9. 2 税理士による世耕弘成後援会令和4年度定期大会
(ダイワロイネットホテル和歌山)

9. 2 税理士による石田真敏後援会令和4年度定期総会 (ホテルいとう)

9. 5 近畿税理士政治連盟大阪府第4支部連合会第40回定期大会
(ホテルアウィーナ大阪)

9. 5 近畿税理士政治連盟兵庫県第2支部連合会令和4年度定期大会
(グリーンヒルホテル明石)

9. 6 近畿税理士政治連盟大阪府第5支部連合会定期大会
(ホテルレイクアルスターアルザ泉大津)

9. 6 近畿税理士政治連盟兵庫県第4支部連合会第42回定期大会
(姫路商工会議所)

9. 8 税理士による大西ひろゆき後援会定期大会 (書面審議)

9. 13 税理士による山口つよし後援会第14回総会 (たつの市福社会館)

9. 29 税理士による伊藤たかえ後援会第6回定期総会
(ザ マーカススクエア神戸)

9. 30 税理士による鶴保庸介後援会令和4年度定期大会 (アバローム紀の国)

10. 6 税理士とその関与先による中山泰秀後援会第19回定期大会
(ホテルモントレ ラ・スール大阪)

- 10. 6 税理士による西田昌司後援会定期総会 (からすま京都ホテル)
- 10. 21 税理士による前原誠司後援会第 18 回総会及び国政報告会
(ホテルオークラ京都)
- 10. 27 税理士によるむねきよ皇一後援会総会 (東大阪商工会議所)
- 11. 12 税理士による吉井章後援会 (仮称) 設立総会
(ホテルグランヴィア京都)
- 11. 18 税理士による二ノ湯さとし後援会後援会解散総会
(ホテルグランヴィア京都)
- 11. 25 税理士による勝目やすし後援会国政報告会
(ホテル日航プリンセス京都)
- 11. 28 税理士による福山哲郎後援会第 20 回総会 (ホテルオークラ京都)
- 12. 2 税理士によるこやり隆史後援会国政報告会 (ホテルサンルート彦根)
- 12. 20 税理士による小林しげき後援会定期大会 (書面審議)
- 令和 6. 1. 19 税理士によるとかしきなおみ後援会第 15 回定期大会
(サニーストンホテル)
- 1. 27 税理士による奥野しんすけ後援会令和 5 年度定期大会
(THE KASHIHARA)
- 2. 2 税理士によるうえの賢一郎後援会定期総会 (ホテルサンルート彦根)
- 2. 9 税理士による北側一雄後援会新春談話会 (南海グリル天兆閣別館)
- 4. 5 税理士による西村やすとし後援会定期大会 (グリーンヒルホテル明石)
- 4. 27 税理士による大岡としたか後援会第 6 回定期総会及び国政報告会
(琵琶湖ホテル)
- 4. 30 税理士によるおだち源幸後援会定期総会 (書面決議)
- 6. 4 税理士による西村やすとし後援会報告会並びに懇談会
(グリーンヒルホテル明石)
- 6. 29 税理士による武村展英後援会第 3 回定期総会・国政報告会
(クサツエストピアホテル)
- 6. 29 税理士によるこやり隆史後援会第 8 回定期総会・国政報告会
(WEST LAKE HOTEL 可以登楼)

3. 政党・国会議員等関係

- 令和5. 7. 3 衆議院議員関よしひろ政経セミナー (ANAクラウンプラザホテル神戸)
7. 4 公明党政策要望懇談会 (オンライン)
7. 8 衆議院議員西村やすとし君特別セミナー (リーガロイヤルホテル)
7. 10 公明党大阪府本部政策要望懇談会 (関西公明会館)
7. 10 第14回石田真敏政経セミナー (シェラトン都ホテル大阪)
7. 10 前衆議院議員中山泰秀政経文化会 (リーガロイヤルホテル)
7. 15 やまだ賢司政経セミナー (ヒューイット甲子園)
7. 23 参議院議員末松信介政経セミナー2023 (ANAクラウンプラザホテル神戸)
7. 30 立憲民主党大阪府連2023フォーラム (シティプラザ大阪)
7. 31 参議院議員松川るいと過ごすビアパーティーのタベ (ANAクラウンプラザホテル)
8. 2 佐藤しげき君を励ます会 (スイスホテル南海大阪)
8. 4 第2回勝目やすし政経セミナー (国立京都国際会館)
8. 5 2023頑張れ！つよしの会 (ホテル日航姫路)
8. 5 自由民主党滋賀県支部連合会政経パーティー (びわ湖大津プリンスホテル)
8. 19 参議院議員西田昌司京都政経パーティー (ANAクラウンプラザホテル京都)
8. 27 衆議院議員谷川とむ君を励ます会 (スターゲイトホテル関西エアポート)
8. 29 衆議院議員大串まさき政経セミナー (宝塚ホテル)
9. 1 元国務大臣竹本直一出版記念パーティー (スイスホテル南海大阪)
9. 2 参議院議員吉井章政経セミナー (ホテルグランヴィア京都)
9. 3 衆議院議員盛山正仁君を励ます会 (ANAクラウンプラザホテル神戸)
9. 11 第6回国重とおるを励ます会 (ウェスティンホテル大阪)
9. 11 令和五年参議院議員かだ裕之政経セミナー (ANAクラウンプラザホテル神戸)
9. 13 中野ひろまさを激励する会 (あましんアルカイックホール)
9. 14 赤羽かずよしを激励する会 (ホテルオークラ神戸)
9. 14 大阪維新の会懇親会 (リーガロイヤルホテル)
9. 19 衆議院議員北側一雄国政報告会 (ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺)
9. 25 とかしきなおみ君を育てる会 (ホテル阪急インターナショナル)
10. 14 衆議院議員西村やすとし君特別セミナー (ホテルニューオータニ大阪)
10. 30 森山ひろゆき 21世紀政経フォーラム in 堺 2023 (ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺)
11. 6 第27回うへの賢一郎政経フォーラム (ホテルニューオータニ)
11. 11 自由民主党兵庫県連政経文化パーティー (神戸ポートピアホテル)
11. 12 和歌山県知事岸本周平激励の集い (ホテルアバローム紀の国)
11. 13 自民党・公明党大阪合同政経フォーラム (ホテルニューオータニ大阪)
11. 19 自由民主党大阪政経懇談会 (帝国ホテル大阪)
11. 20 誠友会パーティー (ホテルオークラ京都)
11. 20 大西ひろゆき君を励ます会2023 (シェラトン都ホテル大阪)
11. 25 松本たけあき後援会昼食懇談会 (ホテル日航姫路)
11. 26 参議院議員こやり隆史と語る会 (びわ湖大津プリンスホテル)
11. 26 自由民主党京都府連政経文化懇談会 (国立京都国際会館)
11. 27 第22回盛山正仁政治経済研究セミナー (ホテルニューオータニ)

- 11. 27 前衆議院議員中山泰秀政経文化会 (リーガロイヤルホテル)
- 12. 2 参議院議員福山哲郎 2023 国政報告会 (京都テルサ)
- 12. 3 第 26 回 I LOVE KOBE の会 (神戸ポートピアホテル)
- 12. 3 大津市で大岡としたかを囲む会 (琵琶湖ホテル)
- 12. 4 前衆議院議員左藤章君を励ます会 (シェラトン都ホテル大阪)
- 12. 4 参議院議員西田昌司第 14 回東京政経セミナー
(ホテルニューオータニ)
- 12. 10 泉ケンタと日本を伸ばす会—健伸会—第 18 回総会
(ホテルグランヴィア京都)
- 12. 11 衆議院議員柳本あきら国政報告&企業後援会
発足キックオフ朝食会セミナー (スイスホテル南海大阪)
- 令和 6. 1. 17 公明党京都府本部新春年賀会 (ホテルグランヴィア京都)
- 1. 28 衆議院議員まえはら誠司後援会国政報告会&新年会
(ウェスティン都ホテル京都)
- 1. 29 公明党兵庫県本部新春国政報告会 2024
(ANA クラウンプラザホテル神戸)
- 2. 12 衆議院議員やまだ賢司国政報告会 (西宮市立勤労会館ホール)
- 2. 18 松本たけあきとともに春の集い 2024 国政報告会
(姫路キャッスルグランヴィリオホテル)
- 2. 19 衆議院議員ミノベテルオ君を励ます会 (帝国ホテル大阪)
- 3. 10 令和 6 年泉ケンタと過ごす春の集い (リーガロイヤルホテル京都)
- 3. 31 衆議院議員山口つよし 2024 年新年交礼会 (ホテル日航姫路)
- 4. 3 令和 6 年度「国家予算」説明会 (北浜フォーラム)
- 4. 13 高市早苗氏×門田隆将氏ダブル講演会 (リーガロイヤルホテル)
- 4. 13 勝目やすしを育てる会総会 (京都ブライトンホテル)
- 5. 7 第 28 回うえの賢一郎政経フォーラム (ホテルニューオータニ)
- 5. 31 片山さつき大阪・関西元気印政経セミナー2024
(大阪市立阿倍野区民センター)
- 6. 17 EPE 研究会・藤政会合同総会 (シェラトン都ホテル大阪)
- 6. 28 前衆議院議員中山泰秀政経文化会 (リーガロイヤルホテル)

4. 近畿税理士会関係

- 令和5. 8. 1 証票伝達式
- 9. 1 証票伝達式
- 10. 3 証票伝達式
- 11. 1 証票伝達式
- 11. 29 証票伝達式
- 12. 26 証票伝達式
- 令和6. 1. 10 新年賀詞交歓会（帝国ホテル大阪）
- 1. 30 証票伝達式
- 2. 29 証票伝達式
- 4. 2 証票伝達式
- 5. 1 証票伝達式
- 5. 29 証票伝達式
- 6. 21 第60回定期総会（帝国ホテル大阪）

5. 日本税理士政治連盟関係

- 令和5. 7. 3 現金監査
- 7. 5 第1回国対委員会（書面決議）
- 7. 28 第1回財務委員会
- 8. 1 第1回正副幹事長会
- 8. 2 第1回正副会長会（書面決議）
- 8. 9 第1回幹事会
- 8. 18 第1回広報委員会
- 8. 23 第2回正副会長会
- 8. 28 会計監査
- 9. 28 第2回正副幹事長会
- 9. 28 第2回幹事会
- 9. 28 広報委員会打合せ（定期大会取材）
- 9. 28 第57回定期大会
- 10. 4 第3回正副会長会
- 10. 13 第2回広報委員会
- 10. 16 第3回幹事会
- 10. 16 第3回正副幹事長会
- 10. 24 第1回政策・国対委員会合同会議
- 11. 16 第3回広報委員会
- 11. 28 第1回後援会対策委員会（Web会議）
- 12. 12 第2回財務委員会（Web会議）
- 12. 14 第4回広報委員会

- 12. 15 第1回組織委員会 (Web会議)
- 令和6. 1. 11 第4回正副幹事長会
- 1. 11 第1回正副会長会・幹事会合同会議
- 1. 19 第5回広報委員会
- 3. 18 第6回広報委員会
- 4. 1 第4回正副会長会 (書面決議)
- 4. 3 第4回幹事会 (Web会議)
- 4. 4 第2回組織委員会
- 4. 10 第5回正副会長会 (書面決議)
- 4. 23 第3回財務委員会 (Web会議)
- 5. 15 第5回幹事会 (Web会議)
- 5. 16 第7回広報委員会
- 5. 22 第2回後援会対策委員会
- 6. 14 第1回政策委員会
- 6. 17 第8回広報委員会
- 6. 28 第6回幹事会 (Web会議)

第 2 号 議 案 令 和 5 年 度 収 支 決 算 承 認 の 件

第 2 号 議 案 令 和 5 年 度 収 支 決 算 承 認 の 件

収 支 計 算 書

自 令 和 5 年 7 月 1 日
至 令 和 6 年 6 月 30 日

(収 入 の 部)

(単位・円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 異 (A)-(B)
1. 会 費 収 入	《 84,197,520 》	《 69,664,100 》	《 14,533,420 》
(1) 令和5年度会費	83,928,240	69,439,700	14,488,540
(2) 令和4年度会費	253,440	224,400	29,040
(3) 令和3年度会費	15,840	0	15,840
2. 寄 附 金	《 9,175,450 》	《 11,175,458 》	《 △2,000,008 》
(1) 個人からの寄附	7,575,000	6,215,220	1,359,780
(2) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1,600,450	4,960,238	△3,359,788
3. 事 業 収 入	《 5,721,500 》	《 4,169,000 》	《 1,552,500 》
4. その他の収入	《 10,000 》	《 381,068 》	《 △371,068 》
(1) 受 取 利 息	10,000	468	9,532
(2) 雑 収 入	0	380,600	△380,600
収 入 合 計	99,104,470	85,389,626	13,714,844
前 年 度 繰 越 金	44,699,013	44,699,013	0
合 計	143,803,483	130,088,639	13,714,844

(支出の部)

(単位・円)

科 目	当初予算額	彼此流用又は 予備費支出額	予 算 現 額 (A)	決 算 額 (B)	差 異 (A) - (B)
1. 経 常 経 費	《 22,600,000 》		《 22,600,000 》	《 20,419,348 》	《 2,180,652 》
(1) 人 件 費	(15,000,000)		(15,000,000)	(14,343,966)	(656,034)
(2) 事 務 所 費	(6,000,000)		(5,996,874)	(4,683,655)	(1,313,219)
① 借 室 料 等	1,500,000		1,500,000	1,497,660	2,340
② 電 話 料 金	400,000		400,000	240,381	159,619
③ 通 信 費	1,100,000		1,100,000	599,811	500,189
④ 事 務 用 品 費	1,400,000		1,400,000	1,006,330	393,670
⑤ 振 替 手 数 料	1,400,000		1,400,000	1,230,622	169,378
⑥ 雑 費	200,000	△ 3,126	196,874	108,851	88,023
(3) 慶 弔 費	(600,000)	3,126	(603,126)	(603,126)	(0)
(4) 事 務 局 諸 掛	(1,000,000)		(1,000,000)	(788,601)	(211,399)
2. 政 治 活 動 費	《 79,430,428 》		《 79,430,428 》	《 63,821,767 》	《 15,608,661 》
(1) 組 織 活 動 費	(31,050,000)		(31,050,000)	(24,082,851)	(6,967,149)
① 大 会 費	8,500,000		8,500,000	7,666,511	833,489
イ) 近 税 政	[6,500,000]		[6,500,000]	[6,403,111]	[96,889]
ロ) 日 税 政	[2,000,000]		[2,000,000]	[1,263,400]	[736,600]
② 会 議 費	3,000,000		3,000,000	1,743,420	1,256,580
③ 組 織 対 策 費	8,750,000		8,750,000	8,339,775	410,225
④ 国 会 対 策 費	8,500,000		8,500,000	5,072,050	3,427,950
⑤ 委 員 会 等 活 動 費	300,000		300,000	221,200	78,800
⑥ 役 員 出 張 旅 費	1,700,000		1,700,000	929,895	770,105
⑦ 渉 外 費	300,000		300,000	110,000	190,000
(2) 選 挙 対 策 費	(4,500,000)		(4,500,000)	(37,189)	(4,462,811)
(3) 機 関 誌 発 行 費	(6,500,000)		(6,500,000)	(5,286,312)	(1,213,688)

科 目	当初予算額	彼此流用又は 予備費支出額	予 算 現 額 (A)	決 算 額 (B)	差 異 (A) - (B)
(4) 寄附・交付金	(37,380,428)		(37,380,428)	(34,415,415)	(2,965,013)
① 日税政分担金	18,250,800		18,250,800	18,250,800	0
② 支部連交付金	13,279,628		13,279,628	11,099,615	2,180,013
イ) 令和5年度分 会費	[13,239,236]		[13,239,236]	[11,065,955]	[2,173,281]
ロ) 令和4年度分 会費	[38,016]		[38,016]	[33,660]	[4,356]
ハ) 令和3年度分 会費	[2,376]		[2,376]	[0]	[2,376]
③ 後援会助成金	5,850,000		5,850,000	5,065,000	785,000
3. 予 備 費	《 41,773,055 》		《 41,773,055 》	《 0 》	《 41,773,055 》
支 出 合 計	143,803,483		143,803,483	84,241,115	59,562,368
次 年 度 繰 越 金	0		0	45,847,524	△ 45,847,524
合 計	143,803,483		143,803,483	130,088,639	13,714,844

※ 慶弔費の支出超過について、雑費からの流用は令和6年7月23日開催の幹事会の承認を得た。

【 参 考 】

当期収入合計 85,389,626 円
 当期支出合計 84,241,115 円
 当期収支差額 1,148,511 円

税理士制度発展募金収入計 6,215,220 円
 税理士制度発展募金支出計 1,627,427 円
 収支差額 4,587,793 円

税理士制度発展募金を除く
 当期収入合計 79,174,406 円
 当期支出合計 82,613,688 円
 当期収支差額 △ 3,439,282 円

財 産 目 録

令 和 6 年 6 月 30 日 現 在

(単位・円)

科 目		金 額	摘 要
現 金		526,396	
預 貯 金	普 通 預 金	22,440,923	三井住友銀行／天満橋支店 No. 944878
	普 通 預 金	193,084	三菱UFJ銀行／谷町支店 No. 35084
	通 常 貯 金	3,154,667	ゆうちょ銀行 No. 99858161
	定 期 預 金	10,000,000	三菱UFJ銀行／谷町支店 No. 2326010
	郵 便 振 替 口 座	11,167,076	ゆうちょ銀行 No. 309299
電 話 加 入 権		145,600	@72,800×2 (口) 06-6944-9040 06-6944-9050
未 達 会 費		356,400	6 月期コンビニ収納会費
合 計		47,984,146	

(負債および正味財産の部)

科 目	金 額	摘 要
負 債 の 部		
預 り 金	114,024	社会保険料
仮 受 金	5,000	発展募金法人名義振込分(返金予定分)
未 払 金※	1,859,198	支部連交付金・振替手数料の一部
前 受 金	158,400	次年度会費
負 債 合 計	2,136,622	
差 引 正 味 財 産	45,847,524	
合 計	47,984,146	

※ 未払金1,750,819円（支部連交付金・振替手数料の一部）については、収支計算書（支出の部）支部連交付金・振替手数料の決算額の中に計上済です。

監 査 報 告 書

令和５年７月１日から令和６年６月30日までの令和５年度における近畿税理士政治連盟の会計監査を行い、次のとおり報告する。

１．監査方法の概要

帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。

２．監査意見

収支計算書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、年度末における財産の状況を適正に表示しているものと認める。

令和６年７月30日

近畿税理士政治連盟

会 計 監 事 佐 茂 省 治 ⑩

同 山 田 裕 一 ⑩

同 木 村 敏 之 ⑩

第 3 号 議 案 令 和 6 年 度 運 動 方 針 承 認 の 件

第 3 号 議 案 令 和 6 年 度 運 動 方 針 承 認 の 件

自 令和 6 年 7 月 1 日

至 令和 7 年 6 月 30 日

1. 基 本 方 針

近畿税理士政治連盟（以下「当連盟」という）は、近畿税理士会（以下「近税会」という）との緊密な連携を基に、挙会一致団結し、以て政治力の強化を図るとともに、日本税理士政治連盟（以下「日税政」という）の運動方針に則り、次に掲げる目的達成のための運動を強力に展開する。

1. 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
2. 公正で合理的な租税制度の確立
3. 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

2. 運 動 方 針

当連盟は、支部・府（県）支部連合会（以下「支部連」という）、税理士による国会議員等後援会（以下「後援会」という）と連携し、地域に密着した積極的な運動を展開する。

選挙への対応については、今後行われることになる選挙に対する推薦候補者の決定と選挙支援活動を行うことになるが、税理士制度と中小企業に真に理解のある議員等を推薦支援し、後援会・支部連と連携し強力な後援活動に取り組む。

税制改正については、納税者の立場から幅広い議論がより一層推進されるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう情報収集に努め、支部連及び後援会と連携し関係国会議員等との勉強会や意見交換会など地域に密着した活動を行う。

税務行政のデジタル化の進展については、公共的使命を持つ税務の専門家として、納税者の権利保護に配慮しつつ、事務負担が必要最小限となるよう、政府及び国会に対し積極的に対応する。

税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論に対応し、国民の権利利益の救済ないし保護に資するよう検討と対策を積極的に推進する。

中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう、日税連、日税政と連携し、その基本方針に沿い各党の関係議員に働きかけるなど、当連盟は、情報収集に努め、その動向に迅速かつ的確に対応する。

税理士制度に影響を与える規制改革や他士業資格制度の見直し等の動向について注視するとともに、国会議員等から積極的な情報収集を行的確に対応を進める。

改正された政治資金規正法の施行状況等を注視し情報の収集に努め、特に登録政治資金

監査人制度について有効に活用されるよう、迅速的確に対応する。

租税教育、成年後見制度、地方公共団体の監査委員・外部監査人、不服申立機関（第三者機関）及び審理員等の公益的活動への税理士の能力活用推進については、日税政及び近税会と連携し、関係国会議員等をはじめとする各方面に対し情報収集と陳情を行う等、あらゆる機会を捉え積極的に対応を行う。

災害対応税制に対しては、税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、災害からの復旧・復興に貢献するため日税政及び近税会と連携して積極的に対応する。

当連盟における活動の主軸は地元における後援会活動であるという方針のもと、積極的に後援会の設立とその組織の拡充を支援する。

このほか、当連盟は、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政及び近税会と連携して、政治力と挙会体制を一層強化し、税政連活動の会員への周知のため広報活動を強化し、財政基盤の確立を図り、後援会を含めた当連盟組織の強化を図る。

3. 重点運動

上記運動方針に基づき、次の重点運動を強力に推進する。

- （１）国民・納税者の信頼に応え得る税理士制度の確立を目指し、強力な運動を行う。
- （２）令和７年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- （３）規制・制度改革等の動向を注視し、税理士会への強制入会制度と税理士業務の無償独占堅持のため強力な運動を行う。
- （４）税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を行う。
- （５）租税教育、成年後見制度、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度、登録政治資金監査人制度等の公益的業務への税理士の能力活用に向けて積極的な運動を行う。
- （６）税理士による国会議員等後援会の活動を積極的に支援すると共に、選挙に際しては、われわれの真の代表を一人でも多く当選させるべく万全の体制をとる。
- （７）進展する社会に即応した税政連活動を実践するため、当連盟組織・運営等に関する諸制度の整備を進める。

第 4 号 議 案 令和 6 年度委員会活動方針承認の件

自 令和 6 年 7 月 1 日

至 令和 7 年 6 月 30 日

委 員 会 活 動 方 針

令和 6 年度運動方針に基づき、次の活動を強力に推進する。

(1) 政 策 委 員 会

- (イ) 本年度重点運動の推進にあたっての基本政策を企画立案する。
- (ロ) 税制改正に関する建議書について理解を深め、税制の課題について検討する。
- (ハ) 日本税理士政治連盟及び近畿税理士会との連絡調整を図る。

(2) 財 務 委 員 会

- (イ) 当連盟の財政の確立強化と健全な運営を図る。
- (ロ) 会費収納の向上のための諸施策を検討し実施する。

(3) 組 織 委 員 会

- (イ) 活動の透明性、公正性などを担保し、組織の充実を図り、内部規律を高めるため、諸規程の整備を行う。
- (ロ) 組織活性化のための会員研修会を企画し、実施する。
- (ハ) 支部連・支部の効率的、機能的な活動並びに支部連・支部及び後援会の連携強化のための施策を検討し、実施する。

(4) 国 対 委 員 会

- (イ) 当連盟の事業遂行に必要な国会対策を樹立し、請願・陳情等の具体的運動を実施する。
- (ロ) 国会議員等の選挙において推薦候補者に対する応援体制を確立し、強力な支援活動を展開する。
- (ハ) 公職選挙法及び政治資金規正法等について随時研修会を開催し、適切な指導を行う。
- (ニ) 「税理士による国会議員等後援会」等を軸として国会議員との接触を密にし、懇談会等を積極的に設営する。

(5) 広 報 委 員 会

- (イ) 当連盟の活動状況を内外に広報し理解を得るために、機関誌「近畿税政連」を原則として年 5 回発行する。また必要に応じて「近畿税政連FaxNews」を発行する。
- (ロ) 会員の意識高揚に資するため、書道・写真コンテスト等を実施する。
- (ハ) 情報発信ツールとしてのホームページの充実・活用を図る。

(6) 後援会対策委員会

- (イ) 国会議員等との密接な関係を維持、構築するため「税理士による国会議員等後援会」の組織強化、活動の活性化を支援する。
- (ロ) 後援会会長連絡会議等を開催し、後援会に対して積極的に支援及び助言する。
- (ハ) 税理士制度に理解のある国会議員等の後援会の設立支援を行う。

第 5 号 議 案 令 和 6 年 度 収 支 予 算 承 認 の 件

第 5 号 議 案 令 和 6 年 度 収 支 予 算 承 認 の 件

自 令和 6 年 7 月 1 日
至 令和 7 年 6 月 30 日

(収 入 の 部)

(単位・円)

科 目	令 和 6 年 度 予 算 額	令 和 5 年 度 予 算 額	増 減
1. 会 費 収 入	《 84,213,360 》	《 84,197,520 》	《 15,840 》
(1) 当 年 度 会 費	83,928,240	83,928,240	0
(2) 前 年 度 会 費	269,280	253,440	15,840
(3) 前々年度会費	15,840	15,840	0
2. 寄 附 金	《 7,782,620 》	《 9,175,450 》	《 △1,392,830 》
(1) 個人からの寄附	6,215,220	7,575,000	△1,359,780
(2) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1,567,400	1,600,450	△33,050
3. 事 業 収 入	《 4,903,500 》	《 5,721,500 》	《 △818,000 》
4. その他の収入	《 10,000 》	《 10,000 》	《 0 》
(1) 受 取 利 息	10,000	10,000	0
(2) 雑 収 入	0	0	0
5. 前年度繰越金	《 45,847,524 》	《 44,699,013 》	《 1,148,511 》
合 計	142,757,004	143,803,483	△1,046,479

(支 出 の 部)

(単位・円)

科 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増 減
1. 経 常 経 費	《 23,100,000 》	《 22,600,000 》	《 500,000 》
(1) 人 件 費	(15,500,000)	(15,000,000)	(500,000)
(2) 事 務 所 費	(5,800,000)	(6,000,000)	(△ 200,000)
① 借 室 料	1,500,000	1,500,000	0
② 電 話 料 金	400,000	400,000	0
③ 通 信 費	1,100,000	1,100,000	0
④ 事 務 用 品 費	1,200,000	1,400,000	△ 200,000
⑤ 振 替 手 数 料	1,400,000	1,400,000	0
⑥ 雑 費	200,000	200,000	0
(3) 慶 弔 費	(800,000)	(600,000)	(200,000)
(4) 事 務 局 諸 掛	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
2. 政 治 活 動 費	《 81,589,604 》	《 79,430,428 》	《 2,159,176 》
(1) 組 織 活 動 費	(32,300,000)	(31,050,000)	(1,250,000)
① 大 会 費	9,000,000	8,500,000	500,000
イ) 近 税 政	[7,000,000]	[6,500,000]	[500,000]
ロ) 日 税 政	[2,000,000]	[2,000,000]	[0]
② 会 議 費	3,000,000	3,000,000	0
③ 組 織 対 策 費	9,500,000	8,750,000	750,000
④ 国 会 対 策 費	8,500,000	8,500,000	0
⑤ 委 員 会 等 活 動 費	300,000	300,000	0
⑥ 役 員 出 張 旅 費	1,700,000	1,700,000	0
⑦ 渉 外 費	300,000	300,000	0
(2) 選 挙 対 策 費	(5,500,000)	(4,500,000)	(1,000,000)
(3) 機 関 誌 発 行 費	(6,500,000)	(6,500,000)	(0)

科 目	令和 6 年度予算額	令和 5 年度予算額	増 減
(4) 寄 附 ・ 交 付 金	(37,289,604)	(37,380,428)	(△90,824)
① 日 税 政 分 担 金	18,417,600	18,250,800	166,800
② 支 部 連 交 付 金	13,282,004	13,279,628	2,376
イ) 当 年 度 会 費 分	[13,239,236]	[13,239,236]	[0]
ロ) 前 年 度 会 費 分	[40,392]	[38,016]	[2,376]
ハ) 前々年度会費分	[2,376]	[2,376]	[0]
③ 後 援 会 助 成 金	5,590,000	5,850,000	△260,000
3. 予 備 費	《 38,067,400 》	《 41,773,055 》	《 △3,705,655 》
合 計	142,757,004	143,803,483	△ 1,046,479

※ 各科目間の彼此流用及び予備費の支出は幹事会の承認を要する。

第 6 号 議 案 大 会 決 議 承 認 の 件

第 6 号 議 案 大 会 決 議 承 認 の 件

われわれ近畿税理士政治連盟は、進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立を図るため、

- 一、納税者に信頼される税理士制度の維持発展のため強力な運動を行う。
- 一、納税者のための公正な税制確立及び税務行政改善の運動を強力に展開する。
- 一、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を行う。
- 一、規制・制度改革等の動向を注視し、税理士会への強制入会制度と税理士業務の無償独占堅持のため強力な運動を行う。
- 一、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を行う。
- 一、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への参入のため強力な運動を行う。
- 一、国会議員等の選挙において、われわれの真の代表をより多く当選させるための支援活動を強力に展開する。

以上、決議する。

令和 6 年 9 月 13 日

近畿税理士政治連盟
第 5 8 回 定 期 大 会

卷 末 資 料 1 ～ 3

令和6年度税制改正に関する要望

はじめに

税理士法の第1条は、税理士は税務の専門家として、独立した公正な立場において申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを「税理士の使命」と規定している。税理士会の税制に関する意見表明は、まさに税理士の使命に基づく税理士会の義務である。

したがって、この要望書は、次の「税制に対する基本的な視点」に立った税制の実現を希求するとともに、日常の税理士業務において納税者と接している専門家の立場から税務行政に関する提言を行っており、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目指すためのものである。

「税制に対する基本的な視点」

- 公正な税負担
- 理解と納得のできる税制
- 適正な事務負担
- 時代に適合する税制
- 透明な税務行政

令和6年度税制改正においては、以下の要望項目を実現できるようにご尽力、ご支援を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

令和5年6月

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

I 本要望書における重要要望項目

1. 中小法人の配当促進税制の整備を行うとともに、役員給与税制を見直すこと。

(1) 中小法人の配当促進税制を整備すること

近年、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが重要であるとされている。このため、令和5年度税制改正では上場株式等についてNISA制度の拡充などの改正が行われたが、中小法人に対する投資については、それを促進する措置は整備されていない。したがって、中小法人についても配当を行いやすい環境を整えるべきである。

具体的には、中小法人が配当を行う場合には、中小法人の所得のうち配当に充てられた部分に対する法人税率を低くするとともに、中小法人の個人株主が配当を受ける場合にも申告分離課税制度を認めることや配当控除を引き上げること検討すべきである。なお、この場合には、取引相場のない株式等の評価に際して株式評価額が上昇しないような制度とすることが必要である。

(2) 役員給与は原則として全額損金の額に算入すること

会社法制定により役員報酬の利益処分手続が廃止され、企業会計基準の改正により役員賞与が職務執行の対価と位置付けられるなど、役員給与の性質は抜本的に見直されてきたが、法人税法第34条（役員給与の損金不算入）の規定は、損金に算入される役員給与を限定列挙する形式になっている。

役員給与は職務執行の対価であり、法人税法第22条により原則として損金の額に算入され、恣意性のあるものなど課税上弊害があるものについてののみ損金の額に算入されないのが本来の姿であると考えられる。

したがって、経営者のモチベーションを高めるためにも、損金不算入とする役員給与を明示したうえで、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、不相当に高額なものを除き、原則として損金の額に算入すべきである。

2. 消費税の非課税取引の範囲を見直すとともに、軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。

(1) 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと

消費税は、消費に広く公平に負担を求める観点から、財貨・サービスによる付加価値に対して均一に課税することが原則であり、非課税取引の範囲は最小限にすべきである。しかし、度重なる改正により、社会政策的な配慮などから非課税取引の範囲が拡大されてきた。

非課税取引については、売上げに対して取引先から消費税相当額を収受できない一方で、商品調達や設備投資等の仕入税額控除は認められない。このため、非課税取引となる資産の譲渡等をする者は、最終消費者ではないにもかかわらず、仕入れに係る消費税について実質的に負担する仕組みとなっている。また、居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限のように特定の租税回避行為に対してその都度当該取引を非課税取引とするような対処方法は、税制の簡素化に反する。

非課税取引として消費税法別表第一（第6条関係）に掲げられる取引には、「税の性格から課税対象とすることになじまないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」があるが、社会政策的な配慮に基づくものや日本郵便株式会社等が行う郵便切手類の譲渡については、課税取引とし、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできるだけ平易にすべきである。

(2) 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと

消費税の軽減税率制度は、低所得者への逆進性対策としては非効率であること、「社会保障と税の一体改革」という当初の目的から乖離して歳入を毀損し、その補填のため標準税率のさらなる引上げや社会保障給付の抑制が必要となること、区分経理等により事業者の事務負担が増加していること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率制度に戻すべきである。

消費税の逆進性の緩和対策としては、必ずしも税制の枠内で解消する必要はなく、マイナンバーを利用した簡素な給付措置を導入するなど給付面を含めた税制・社会保障制度全体の中で解決することが適切である。

3. 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。

(1) 基礎的な人的控除の見直し

基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除は、憲法第25条が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障するための基礎的な人的控除と解され、課税最低限を示すものである。課税最低限は、財政事情を考慮しつつも、生活保護水準等を参考に決定していくことが望ましく、現行の基礎的な人的控除はその額を引き上げるべきである。

なお、現行制度においては、16歳未満の年少者について扶養控除が適用されない。課税最低限を構成するものであるにもかかわらず、年齢によって扶養控除に制限を設けることは適当ではなく、扶養控除の対象者に年少者も含めるべきである。

(2) 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除額を縮減したうえで、基礎的な人的控除の額を引き上げるべきである。その際には、負担調整の比重を、個々の人的事情に左右されない基礎控除に移すことが望ましい。

① 給与所得控除額の縮減

給与所得控除は「勤務費用の概算経費」と「他の所得との負担調整」の要素を持つが、現状では給与収入総額の3割程度の控除水準であり、この2分の1とされる「勤務費用の概算経費」の部分に限って比較しても、給与所得者の必要経費の試算額である給与収入の4%を大幅に超えている。また、近年、働き方の多様化により、被用者に近い自営業主（雇用的自営）の割合が高まっており、事業所得等との関係からみれば「他の所得との負担調整」を行う必要性は薄れつつある。したがって、給与所得課税の適正化を図るためには、特定支出控除制度をより一層拡充し、給与所得控除額については、その構成を明らか

にしたうえで縮減すべきである。

② 公的年金等控除額の縮減

公的年金等への課税は、保険料の拠出時には社会保険料控除として全額控除され、年金の受給時には公的年金等控除が適用されることで、実質的に非課税に近い制度となっている。したがって、公的年金等控除額は可能な限り縮減すべきである。

また、世代内での課税の不均衡を是正するため、公的年金等控除額の年齢による差異をなくすべきである。さらに、公的年金等収入と給与収入の双方がある者については、平成30年度税制改正で若干の見直しがなされたものの、担税力のある者に相応の負担を求めるため、それぞれの概算控除額を調整する仕組みをさらに見直す必要がある。

Ⅱ 税制改正要望項目

【所得税・法人税等 起業を促進する税制】

1. 起業を促進する税制の充実を図ること。

スタートアップ企業は、総じて財務基盤や企業の競争力が脆弱であり、一般の企業と異なる税制上の支援が必要である。また、いわゆる「骨太の方針2022」では、「スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会的課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手」とされている。このことを踏まえ、スタートアップに対しては、次のような起業を促進する税制上の支援が必要である。

- ① 所得税、個人事業税、法人税、法人事業税、法人住民税及び償却資産に係る固定資産税について、起業後3～5年程度の期間に限り軽減措置を講ずること。
- ② 起業直後の個人の事業の損失については、適正な記帳を要件として、10年程度の繰越控除を認めること。
- ③ 起業に係る設備投資に関しては、即時償却を含む特別償却を認めること。
- ④ 起業を指向する個人のスキルアップを支援するため、起業の準備に要する教育訓練費及び自己啓発費用で、起業に直接かかわると認められる費用の一定額について、起業した年に開業費として繰延資産に計上し、後年度における償却費を通じて必要経費に算入すること。
- ⑤ 起業後一定期間については、消費税の本則課税と簡易課税制度の選択を任意に行うことを認めること。

さらに、ベンチャー企業に対する個人投資家の拡大及び支援のための税制としていわゆるエンジェル税制が措置されているが、我が国において当該税制の適用を受ける投資額は米国における類似した制度の利用額と比べ低い水準であり、起業を支援するという制度の目的が達成されていない。その原因は、適用手続が煩瑣であることと投資対象企業の要件が厳格に過ぎることにあると考えられる。エンジェル税制については、令和5年度税制改正において要件緩和が行われているが、さらに制度の簡素化を図り、間口の広い制度に見直すべきである。

【所得税】

2. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とすること。

公的年金等の課税について、公的年金等は雑所得に分類されているが、所得の計算において公的年金等控除額を控除するなど、公的年金等以外の雑所得とは異なった計算が行われており、「その他の雑所得の損失」と「公的年金等に係る所得」を雑所得内で通算することも合理的ではない。今後、年金受給者の数が増加することで、今まで以上に課税の公平や納税手続の簡便化を図ることが要請される。

したがって、公的年金等については、その控除額を縮減したうえで、独立した所得区分とすべきである。

3. 医療費控除を見直すこと。

医療費控除は、多額の医療費の支出による担税力の減殺に着目して認められている控除である。しかし、今日では医療保険制度が相当程度充実し、高額療養費制度や保険金などで補填されることも多く、従前と比べてその必要性は小さくなっていることから、医療費控除は廃止を含めた見直しが必要である。

なお、医療費控除を存置させる場合であっても、現行の医療費控除制度は、所得金額にかかわらず一律10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の場合は総所得金額等の5%相当額）を超える部分の金額を控除できることとなっているが、担税力の減殺があった場合に限り医療費控除が適用されるように、総所得金額等の5%を超える部分の金額を控除対象とすることが適切である。

4. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。

法人の不動産の譲渡損失はその法人の他の利益と通算され、繰越控除が認められる。また、個人の所有期間5年超の居住用資産の譲渡損失も損益通算及び繰越控除（以下「損益通算等」という）が一定の要件の下認められている。一方、個人事業者の業務用不動産に係る譲渡損失については、損益通算等が認められていない。

法人・個人間の所得課税及び居住用財産との中立性の確保並びに譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、取得価額の引継ぎを利用した含み損失の贈与や業務転用等による租税回避を防止するために一定期間の業務継続性の要件等を設けたうえで、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、損益通算等を認めるべきである。

5. 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。

所得税法第56条に規定する「事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例」は、シャープ勧告により世帯単位課税を個人単位課税に変えたとき、「要領のよい納税者」に対する抜け道封じとして必要経費算入を制限すべく創設されたものである。この規定の要件には、その事業者の親族が、独立した事業者として提供した役務の対価の支払を受ける場合も含まれるとされている。

これに対し、所得税法第57条では「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」として、一定の要件の下、青色事業専従者給与及び事業専従者控除の必要経費算入を認めているが、この特例の対象は専従者に対する給与に限定されている。

家族全体の協力の下で事業を営むのではなく、個人が独立して働く形態が多くなっている今日の社会情勢を踏まえ、親族間の対価の支払についてはその経費性をより広く認めること、例えば所得税法第57条から専従者要件をはずし、親族に対して支払った相当な対価は、その者が専従者であるかどうかにかかわらず必要経費に算入すべきである。

法人税では、同族会社であっても親族に対する相当な対価の支払については損金算入が認められている。法人・個人間の課税の公平・中立の観点からも、親族間における相当な対価の支払については、必要経費として認めるべきである。

ただし、恣意的な所得分散を防止するため、対価の授受を行う親族の双方が正規の簿記の原則にしたがった帳簿を備え付け、契約によって支払いの事実や適正な対価であることを明確にすること等の要件を付すことも同時に検討すべきである。

6. 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を1ヶ月後ろにずらすこと。

(1) 年末調整の実施時期等

年末調整は、その年の最後の給与支払時に行うこととされている。しかし、配偶者や扶養親族の所得が確定していないことによる見込み計算の場合や、新規契約をしたことなどにより生命保険料控除証明書の到達が遅れた場合など、一旦年末調整を行ったものの、翌年に年末調整をやり直すケースが生じることがある。このような二度手間をなくすため、年末調整は翌年1月末までに行うものとして、給与支払者の負担を軽減すべきである。

さらに、年末調整の実施時期を1ヶ月後ろにずらすことと平仄を合わせるため、法定調書及び給与支払報告書の提出期限も2月末とすべきである。

(2) 所得税の申告期間等

年末調整の実施時期等を1ヶ月後ろにずらす場合には、源泉徴収票や法定調書を必要とする所得税の確定申告に影響が及ぶことから、確定申告期間についても見直しが必要である。

加えて、近年、マイナポータルを活用した所得税確定申告事務のデジタル化の動きが加速している。しかし、年末の医療費情報やふるさと納税に係る寄附金受領証明書などについては、現行の確定申告期限では、その間にマイナポータルに格納されるケースがあり、せっかくの情報が活用されない結果となることがある。

したがって、所得税の確定申告期間についても、現行から1ヶ月後ろにずらして、3月16日から4月15日までとすべきである。同時に消費税についても、申告期限を4月15日とすべきである。

【中小法人税制】

7. 中小法人の減価償却方法は定率法と定額法の選択適用を維持すること。

現行では、建物附属設備及び構築物の減価償却方法は定額法に一本化されているが、さらに、全ての固定資産の減価償却方法を定額法に一本化すべきとの議論がある。しかし、事業者が事業の用に供する車両や機械装置などの固定資産は、通常は、使用期間において均等に価値が減少していくのではなく、早期の経済的価値の減少が大きいものと認められる。また、金融機関からの融資期間は法定耐用年数より短い事例が多く、定額法への一本化は、設備投資額の早期の費用化が抑制されることになるため、特に中小法人にとっては設備投資意欲の減退を引き起こす懸念がある。

したがって、中小法人については、引き続き定率法と定額法との選択適用を認めるべきである。

8. 研究開発税制及び賃上げ促進税制における繰越税額控除限度超過額等について、繰越控除制度を設けること。

企業の研究開発や賃上げをより促進していくためには、引き続き税制上の特典を拡充することが重要である。

研究開発は、一般的に、成果（利益）が実現するまでに多額の投資と膨大な時間を要することとなり、多額の試験研究費の支出が企業収益を圧迫することもある。そこで、平成27年度税制改正により廃止された「繰越税額控除限度超過額等の繰越控除制度」は、少なくとも中小企業技術基盤強化税制については復活させるべきである。なお、その際には、繰越控除期間を3年程度にすることが望ましい。さらに、試験研究費として認める「人件費」の範囲についても、中小法人・個人事業者においては専任担当者を置くことが難しいことから、税額控除の対象となる人件費について、専任担当者以外の者でも従事割合が合理的に算出できる場合には、試験研究費の範囲に含めるべきである。

また、賃上げ促進税制についても繰越税額控除限度超過額等の繰越控除制度を設け、人材投資を促進する当該制度をより実効性があるものとすべきである。

9. 同族会社の留保金課税制度を廃止すること。

内部留保を豊かにして経営の安定を図ることは、企業の維持発展にとって非常に重要であり必要不可欠である。企業のグローバル化に伴い国際的競争がますます激しくなる中、企業の存続を図るためには内部留保は欠くことのできないものであることから、留保金課税制度は廃止すべきである。少なくとも、中小法人に対しては現行の適用除外を維持すべきである。

【法人税】

10. 受取配当等はその全額を益金不算入にすること。

株主としての地位に基づいて分配される剰余金については、支払法人側の利益処分であることから損金の額に算入されず、一方、受取法人側で益金の額に算入されてしまうと、同一の経済価値に対して二重に課税されることとなる。受取配当等の益金不算入制度は、この二重課税を排除する趣旨で設けられているものである。

近年、主として法人税率の引下げに伴う代替財源確保の観点から、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられたことは、企業の配当性向を阻害し、証券市場活性化の観点からも悪影響が危惧される。

したがって、本来の二重課税排除の趣旨に即し、受取配当等は全額を益金不算入とすべきである。

11. 引当金の損金算入規定を見直すこと。

(1) 退職給付引当金・賞与引当金

労働協約が締結されている場合や就業規則・退職金規程が定められている場合に、その事業年度において認識される追加的な退職金要支給額は、将来において支出される蓋然性が高く、企業にとっては従業員に対する確定債務的な要素を有している。会社計算規則や中小法

人の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上は求められており、この点は就業規則や賃金に関する規程に定められている賞与引当金についても同様である。

したがって、労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定され、かつ、企業の確定した決算においてその金額が掲げられている場合には、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

(2) 貸倒引当金

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、取引先が破産手続開始等の申立てを行うような状況における債権者への配当割合は極めて小さい。また、引当金の形式的な50%の繰入限度額という設定は現実と大きく乖離していると認められる。倒産・破産の実例から平均的な配当割合等についての情報を収集することは、比較的容易であると考えられるため、実際の配当率等を参考にして繰入率を見直すべきである。

12. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。

減価償却資産の取得時における少額損金算入の価額基準は、平成10年に、基本となる「少額の減価償却資産の損金算入制度」が20万円から10万円に引き下げられた後、その代替措置や中小法人の特例が導入された結果、複数の取得価額基準が混在することとなった。

税制簡素化の観点から、これらの制度を統合して、少額の減価償却資産の取得価額基準を一律30万円未満とすべきである。

13. 交際費等の損金不算入制度について、損金算入要件を緩和すること。

法人が支出した交際費等の額は、その支出に対して社会的な批判があるという理由から、原則としてその全額を損金の額に算入しないこととされている。

しかし、現行法上、規制の対象となる交際費等のうち「得意先、仕入先等社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用」については、社会通念上当然支払うべきものである上、社会的批判を受けるものでもない。

したがって、これらの費用については、通常要する金額の範囲内であること及び帳簿等に一定事項を記載することを要件として、税務上の交際費等から除外すべきである。

【消費税】

14. 適格請求書等保存方式について、中小事業者の実務を踏まえた柔軟な運用を行うこと。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）については、その実施にあたり事業者の事務負担や市場取引への影響に配慮した経過措置が導入されることとなった。しかし、それらは時限的な措置となっているものも多い。また、経過措置の導入により、結果として制度がさらに複雑なものとなり、事業者及び課税庁双方の事務負担が増えることとなった。

したがって、事業者の事務負担や市場取引に与える影響に配慮しつつ、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の8割を仕入税額とみなして控除することができるとする経過措置などについて、その実効性や事務負担に与える影響、インボイス方式への事業者の対応状況を見極めたうえで、経過措置の延長や恒久化、または、追加的措置の導入などを検討

するとともに、中小事業者の実務の状況を踏まえた柔軟な運用を行うべきである。

15. 基準期間制度を廃止し、新たに小規模事業者に対して選択によって申告をしなくても納税義務が免除される制度を創設すること。

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となり、反対に、その課税期間の課税売上高が少額であっても納税義務を負うような不合理な現象が生じる。

平成23年度税制改正をはじめとする数次の改正によってもなお、多額の課税売上高を有しながら納税義務が免除される余地が一定程度残っており、根本的な解決策とはなっていない。一方で、基準期間による納税義務の判定は複雑で難解なものとなっている。

また、免税事業者が多額の設備投資を行う場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければ支出消費税の精算を行うことができないが、この取扱いが全ての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、消費税の還付を受けられなくなった事例は少なくない。

基準期間における課税売上高による納税義務の判定を廃止し、全ての事業者を課税事業者としたうえで、当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下の場合は、納税者の選択によって申告をしなくても納税義務が免除される制度を創設し、その選択については、申告期限までに申告書を提出しなければ、納税義務の免除を選択すると同時に還付申告をも放棄したとみなす等の措置を講ずるべきである。

なお、簡易課税制度についても同様に、現行の基準期間による判定ではなく当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下の場合には確定申告時に選択できるよう改正すべきである。

16. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。

簡易課税制度は、消費税の創設時に中小事業者の納税事務の負担を軽減する措置として設けられた制度であるが、みなし仕入率が実際の課税仕入率を上回っていることにより、いわゆる益税が発生するという問題が指摘されている。しかし、中小事業者については、本則課税制度による仕入税額控除の要件を満たせない場合が現実にあるため、簡易課税制度は存続させる必要がある。

そのためには、簡易課税制度が納付税額の軽減措置ではなく、納税事務負担の軽減措置であることを明確にすべく、設備投資を考慮しない低いみなし仕入率とすべきである。これにより、益税の問題も一定程度解消することとなる。

ただし、一定額以上の設備投資については、みなし仕入率とは別枠での控除を認めることが適当である。

17. 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件を緩和すること。

平成23年度税制改正により、いわゆる「95%ルール」の適用対象者が見直され、当該課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定された。これにより、課税売上高が5億円超の事業者については、課税売上割合が95%以上であっても全額控除が認められず、仕入等に係る消

費税額が課税売上げに対応するものか否かを厳密に区分したうえで、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法で計算しなければならなくなった。

この改正は、事務処理能力の高い大規模事業者も含めて一律に「95%ルール」の適用を認めることが問題視されたために行われたものである。しかし、中小事業者でも突発的な事業用資産の譲渡が行われる場合もあり、また、業種によっては課税売上高が5億円を超える場合もある。このような場合にまで、非課税売上高が僅少であるにもかかわらず課税仕入を区分して計算させることは、過度な事務負担を強いることになり、事業者の事務負担への配慮という

「95%ルール」本来の趣旨を損なうこととなる。

したがって、非課税売上高が一定額以下の場合は「95%ルール」の適用を認めるべきである。

【相続税・贈与税】

18. 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。

平成29年度税制改正における財産評価基本通達の一部改正により、取引相場のない株式等の評価方法が見直された。

さらに、取引相場のない株式等の評価の適正化を図るためには、①相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価とすること、②評価会社が確実な退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること、③土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すこと、④議決権制限株式などを活用した事業承継を推進するために、種類株式の評価方法を見直すこと、⑤事業承継の円滑化の観点から、相続及び贈与に係る株式評価額には配当金額を反映させないこと等のさらなる検討をすべきである。

19. 相続税の更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行が当該相続開始後5年以内に行われ、求償権の行使が不能な場合」を加えること。

保証債務は、相続開始時において確実な債務でないことから、債務控除の対象とされていない。例外的に、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため、保証人がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償権を行使しても弁済を受ける見込みのない場合には、その弁済不能部分の金額については債務控除の対象となるが、相続開始時点でそのような状況にあることが必要であり、必ずしも十分な救済措置となっていない。

したがって、少なくとも相続開始後5年以内に発生した保証債務の履行については、更正の請求の特則事由とすべきである。

20. 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。

相続税では、申告期限から5年を経過した場合など一定の場合には、連帯納付義務が解除されている。しかし、自らは納税義務を適正に履行した者が、さらに共同相続人の納税義務について、自己の意思に基づくことなく連帯納付の責任を負う結果となることもある。したがって、連帯納付義務は、その廃止を含めて検討すべきである。

また、贈与税に関しても、相続税と同様の措置を検討すべきである。

21. 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限を延長し、各種届出や申告手続を簡素化すること。

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化の影響により、特に中小企業者はウィズコロナの対応に追われ、事業承継に関する取り組みが遅れることにより、承継時期を先送りする状況が続いている。そこで、特例承継計画の提出期限及び相続・贈与の実行期限を、それぞれ令和10年3月末日及び令和14年12月末日まで延長し、各種届出や申告手続の簡素化を行うべきである。

【地方税】

22. 償却資産に係る固定資産税制度について、制度のあり方を抜本的に見直すこと。

現行の償却資産税制度には、国税における減価償却制度と償却資産の評価方法に相違があることや、賦課期日と法人の決算日に不一致があること、課税対象資産の範囲のうち、特に家屋と償却資産の区分に関する法令等が明確でなく実務上の混乱が生じていることなど、現行制度は簡素な税制とはいえ、事業者には過度な事務負担を強いている。このような問題以外にも、現行制度が企業の設備投資の阻害要因になっているという指摘や、諸外国には例の少ない課税制度であり、企業の国際競争力の観点から問題があるとする指摘がある。

したがって、現行の償却資産に係る固定資産税については、上記の問題点を踏まえた制度の抜本的な見直しが必要である。とりわけ償却資産が土地及び家屋とは異質のものであるという課税資産の属性を踏まえると、現行の固定資産税制度から分離し、新しい制度に組み替えることが適当であると考えられる。また、国税の減価償却制度と償却資産の評価を統一し、制度を簡素化することや、税額確定方式としての申告納税方式の採用、免税点及び税率の水準、現行の免税点方式から基礎控除方式への変更など、実務上の問題を踏まえて制度の見直しを検討すべきである。

なお、償却資産に係る固定資産税を現行制度内に存置するとしても、申告期限については、平成30年3月に一般財団法人資産評価システム研究センターが公表した「償却資産課税のあり方に関する調査研究－申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について－」に、賦課期日は現行制度を維持しつつ、電子申告の場合に限り、法人税と申告期限を一致させることを選択できる制度が示されている。この制度は、申告事務の簡素化に寄与するものとして評価でき、早期に実現すべきである。

23. 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること。

前年の所得を課税標準として当年度に課税する現行の前年所得課税では、死亡及び出国した場合、国内で稼得された最後の年の所得に対して、個人住民税は原則として課税されない。

このうち、出国は死亡とは異なり、本人の意思により何度でも、賦課期日に出国した状態を創出することが可能である。

したがって、出国する場合には出国日を賦課期日とする特例を設けるなど、出国年に係る所得にも個人住民税を課税する方法を検討すべきである。

24. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。

社会保険診療報酬等及びこれに係る経費は、事業税の課税標準の計算から除外されている。この措置は、社会保険診療の安定化を図るため、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものであるといわれている。しかし、既に施行されて70年近くが経過し、その目的は達成されたと考えられる。また、過去の政府税制調査会の答申においても、その見直しの必要性が指摘されているものの検討は進められていない。

したがって、事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置は、特定業種に対する優遇措置とも考えられ、社会的な不公平を生じさせているため、課税の公平の見地から廃止すべきである。

25. 課税対象事業及び税率を見直すとともに、個人事業税の事業主控除額を引き上げること。

個人事業税の課税客体は、物品販売業など37業種を第一種事業（税率5%）、畜産業など3業種を第二種事業（税率4%）、医業など30業種を第三種事業（税率5%又は3%）として課税し、農業、林業及び鉱物の掘採事業には課税されていない。現行制度では、課税業種を限定列挙しており、法令に定める業種以外のものには課税されないという問題があるとともに、事業の種類に応じた税率の差異に合理的な理由があるかどうかにも疑問がある。

また、事業主控除額については、平成11年度税制改正において引き上げられて以来据え置かれていることを踏まえると、控除額の水準が低くなっていると考えられる。

個人事業者間の課税の公平と法人事業との課税のバランスを図る観点から、課税対象事業を拡大したうえで、税率を見直すとともに、事業主控除額については、物価水準の推移等を勘案して控除額を引き上げるべきである。

【納税環境整備・その他】

26. 税務手続においては電子申告等の活用を基本とし、そのための課題を具体的に分析・検討し、制度及びシステムの両面での積極的な環境整備を行うこと。

経済社会のICT化等が進展する中、納税者が簡便かつ正確に税務手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、税理士会・税務関係民間団体との連携を図りながら、税務手続の電子化について、次のような点に配慮しながら積極的な対応を図るべきである。

(1) マイナポータルとe-Taxの連携

個人における電子申告推進のためには、マイナポータルの活用は非常に重要である。マイナポータルを活用した年末調整システム及びスマートフォンによるe-Tax送信の実績を検証し、全ての納税者がe-Taxを利用してストレスなく申告ができるように、利便性の高いシステム構築とそれを支える制度設計が求められる。

なお、マイナポータルの活用にあたっては、申告納税制度の意義が失われないよう制度及びシステム面の対応が考慮されるべきである。さらに、納税者と代理人である税理士が円滑に利用できるような仕組みを検討すべきである。

(2) 接続障害が起こった場合の対応

e-Taxの接続障害は、個別の事情とは考えにくいことから、個別の申請による期限延長として取り扱うことは不適切であり、国税通則法施行令第3条第2項を適用し、対象者の範囲及び期日の指定を行うべきである。

(3) 支払調書制度の見直し

マイナポータル等を通じて税務に関連する情報を確認可能とする場合、支払調書制度の見直しが重要となる。現在の支払調書制度では本人交付が義務付けられておらず、慣行上、その写しが本人に交付されているという実態がある。本人が受け取った収入を把握することは正確な税務申告に不可欠であり、また、その情報を申告データに連動させることができれば、申告作業は効率的なものとなる。事業者の事務負担に配慮しつつ、電子的な手続として、支払調書等の情報が本人に提供される仕組みを構築すべきである。

(4) 電子帳簿等保存制度の普及

電子帳簿等保存制度は、電子取引が普及してきた現状を鑑みれば、多くの事業者に影響が及ぶものである。令和3年度税制改正で事前承認の廃止などその適用要件が大きく緩和され、令和4年度税制改正では電子データ保存の義務化に2年間の猶予期間が設けられた。令和5年度税制改正ではスキャナ保存制度、電子取引情報についての電磁的記録保存制度の見直しが行われるなどさらに緩和されている。税務調査等の局面では、電磁的に記録された事項に関し、隠蔽又は仮装の事実があった場合に重加算税が10%加算される措置が整備されたが、適正課税を念頭に置きつつ、事業者におけるデジタル化への対応が後退することがないような措置が講じられるべきである。

(5) 各税法における電子申告の位置付けの見直し

国税通則法、法人税法等の税法は、現在、書面での申告等をベースとして規定されているものが大半である。これらの制度については電子申告等のデジタル的な作業も念頭に改訂されるべきである。その際、デジタル社会形成基本法の理念である、全ての国民が高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用を行うこと等を基に、税法及び税務に特有な点を踏まえた条文化が求められる。

(6) 税理士が代理送信を行う場合の電子署名に関する取扱い

税理士が税務書類の作成及び申告（提出）の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第33条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。このため、電子申告に税理士であることを証明できる仕組みを設けるべきである。

27. 個人番号の利便性を向上させたうえで、個人事業者番号の導入について検討すること。

個人番号は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために必要不可欠なインフラである。ただし、安全管理措置に係る事業者の負担が大きいとの指摘もある。

このため、個人番号の活用をさらに推進する観点から、国民の理解を得ることを前提に特定個人情報に関する規制を見直すなど、利便性の向上や管理等に係る社会的コストの低減に資する方策を検討すべきである。

また、個人事業者に関して、利用制限がない法人番号を保有する法人との間で、経済活動に

おける競争の中立性及び効率性を確保するため、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入すべきである。なお、具体的な制度の検討にあたっては、番号を使用する各システムとの連携等の現実的な配慮が行われるべきである。

【国際税制】

28. 国際的な相続税の二重課税及び租税回避の防止の観点から、相続税に係る租税条約の締結を進めること。

平成29年度税制改正により、相続税及び贈与税の納税義務の範囲が見直され、国内に住所を有していない期間の基準が5年以内から10年以内に改正された。これにより国外財産を含めた全ての取得財産に係る相続税及び贈与税の課税範囲が拡大され、その結果、国際的な二重課税が生じるリスクも高くなっている。

したがって、既に相続税に係る租税条約を締結している米国以外の国とも租税条約を締結することによって、当該リスクを解消する必要がある。

29. 外国税額控除について、控除限度超過額等の繰越期間を延長すること。

我が国の所得税法と法人税法は、居住者と内国法人について、その所得の源泉地が国内か国外かを問わず、全ての所得に課税することとしている。国外源泉所得は我が国と外国の双方で課税されることになり、この国際間の二重課税を排除する目的で、外国税額控除制度がある。

しかし、外国税額控除制度における控除限度超過額の繰越期間は、米国が10年であるのに対して我が国は3年と短いため、国際的な二重課税が排除されないケースが生じる。外国税額控除制度の控除限度超過額等の期間制限が企業の海外活動の制約とならないよう、また、中小法人の国際競争力維持・強化のためにも繰越期間を延長すべきである。

30. 非居住者等から日本国内の土地等を買受ける場合における源泉徴収義務者の負担軽減を図ること。

非居住者又は外国法人から日本国内の土地若しくは土地の上に存する権利、建物及びその附属設備、構築物（以下「土地等」という）を譲り受ける場合、土地等の取得者には代金の支払時に原則として源泉徴収義務が課せられている。しかし、土地等の譲渡者が非居住者であるかどうかの確認は、日本に住民登録を残している場合等もあることから困難であり、このような場合の源泉徴収義務について所要の措置を講ずるべきである。

具体的には、日本国内の土地等の譲渡等を行う場合、その売主が居住者であるか非居住者等であるかを買主に告知するための仕組みを整備したうえで、仮に売主が居住者であると告知したにもかかわらず非居住者であった場合には、買主に納税告知処分を行わないなど、源泉徴収義務者の事務負担に配慮した措置を検討すべきである。

【災害対応税制】

31. 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すこと。

課税所得の計算上、現行の雑損控除制度では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしている。しかし、災害による損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になることが多く、生活基盤である資産に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではない。このため、課税所得の計算上における所得控除等の順序について考慮する必要がある。災害による担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、まず、最初に災害の有無にかかわらず適用される災害損失以外の他の所得控除を適用し、最後に雑損失のうち特定非常災害により生じた損失につき控除を適用することとすべきである。

また、東日本大震災の際には、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により、純損失の繰越控除の特例及び繰戻し還付の特例が適用された。大規模な災害が生じた場合において、その都度特例的取扱いを行うのでは適時の対応が困難になることから、災害が生じた年分の純損失額とその前年の所得額につき損益通算を可能とする措置等を設けることも検討すべきである。

32. 災害損失特別勘定の損金算入及び益金算入に関する適用要件を緩和すること。

東日本大震災や平成28年熊本地震のような甚大な災害の場合、被災資産の修繕等を早期に完了させることが困難なため、一定の要件の下に修繕見積額を災害損失特別勘定に繰り入れることにより、被災事業年度の損金算入が可能となった。

現行では、災害のあった日から1年を経過する日までに支出が見込まれる修繕費用等の見積額が繰入れの対象で、かつ災害のあった日から1年を経過する事業年度（1年経過事業年度）において、災害損失特別勘定を取り崩して益金の額に算入することとなっており、やむを得ない事情により修繕等が完了しない場合には、「延長確認申請書」を提出することで修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度まで益金算入時期を延長することができる。

しかし、災害の規模や被災地の状況によっては見積額の算定や工事完了まで数年間要することもあり、被災者が申請書を提出することが困難な状況にある場合も想定される。

したがって、災害損失特別勘定の対象となる修繕費等を災害のあった日から2年以内の日の属する事業年度までに支出が見込まれるものとすべきである。また、益金算入時期については1年経過事業年度ではなく、修繕が完了した事業年度とし、「延長確認申請書」の提出も不要とすべきである。

33. 東日本大震災復興特別区域法の適用要件を緩和すること。

現在、東日本大震災の被災県においては「東日本大震災復興特別区域法」が施行されているが、復興の歩みが遅れている。これは、事業者における将来に対する不安感が払拭しきれないことが大きな要因となっているものと想定される。同法は、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的に掲げていることから、雇用機会の拡大もさることながら、①適用区域の限定及び集積業種の限定を解除すること、②適用対象資産の範囲を拡大することにより、適用しやすい制度に改めるべきである。

Ⅲ 今後の税制改正についての基本的な考え方

【所得税・法人税等 起業を促進する税制】

我が国の経済・社会構造の変化及び経営者の高齢化の進展に伴い、中小法人・小規模事業者の数は年々減少を続けているが、我が国の開業率は欧米に比べ低い水準で推移していることもその要因の一つと考えられる。開業率が高まれば、我が国の経済の活性化にも資すると考えられる。したがって、開業率を高めるために起業を促進する税制の構築が必要である。

【所得税】

近年、我が国では所得再分配機能の回復や、経済社会の変化による多様な所得の稼得形態や働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、所得税の抜本的改革が論じられている。しかし、ここ数年における税制改正において各種控除等の見直しが行われたものの、経済社会の変化に即した抜本的な改正には至っていない。

個人所得課税においては、担税力に応じた課税を行うための負担調整措置として、所得の種類に応じた所得計算段階での控除と、個々の人的な事情を考慮した基礎控除等の各種の所得控除が設けられている。多様化した所得の稼得形態や働き方に対する課税の中立性・公平性を図るためには、所得計算上の控除額を縮減し、基礎的な人的控除を中心とした制度を構築すべきである。また、基礎的な人的控除が所得の最低生活費部分を課税対象外とする機能を有していることと、所得控除方式には税額計算を行うまでもなく納税の有無を容易に判断できる簡便性があることを勘案すると、基礎的な人的控除は所得控除方式とすることが適当である。

所得再分配機能を高めるため、高所得者について配偶者控除と基礎控除について逡減・消失する仕組みが導入された。しかし、高所得者といえども最低生活費部分に課税が及ぶことは、生存権を保障する憲法の要請からみても適切ではない。所得再分配機能を高めるためには本来、累進税率構造を再考すべきであるが、人の移動がグローバル化していること、また、勤労意欲や消費の減退を招く可能性も考慮すると、累進税率等の引上げには一定の限界がある。そこで、基礎的な人的控除を所得控除として存置したうえで、その他の所得控除項目については、整理合理化を図りつつ、可能な限り税額控除方式等に移行すれば、所得再分配機能を一定程度回復させることができると考える。

また、申告納税者の所得税負担率は、合計所得金額が1億円をピークに、所得金額が増加するほど減少するという逡減現象が見られる。これは、有価証券の譲渡益が分離課税とされ、一律に低い比例税率が適用されるためであり、結果として、金融所得の割合が大きい高所得者の負担率が低くなっている。

令和5年度税制改正において、高所得者層に対する負担の適正化を図る措置が導入された。しかし、この措置の対象となる所得水準は極めて高額に設定されており、適用対象者は数百人程度しかいないともいわれ、所得再分配機能の回復には不十分である。したがって、多額な有価証券の譲渡益部分や大口株主による有価証券の譲渡に適用する税率の引上げ等、課税の公平化に向けたさらなる措置が必要である。ただし、グローバル化の進展によって資金の国際間移動が容易となる中、我が国で課税強化を図れば、資金が国外に流出する事態を招くおそれがあることに留意する必要がある。

さらに、税制には、税の簡素化という視点も必要であり、基礎控除等が逡減・消失する仕組みが、税制の複雑化と実務の煩雑化を招いていることにも留意しなければならない。特に給与所得に係る源泉徴収制度において、所得控除が複雑化することは、源泉徴収義務者に過度な事務負担を課すことになることを考慮すべきである。

【中小法人税制】

地域経済の中核を担う中小法人は、多様な雇用機会の提供、地場産業の維持・発展、新しい技術や競争の創出、あらゆる経済活動のサプライチェーンの一部として、日本経済だけでなく、国民の生活や文化にも欠くことのできない役割を担っている。これまでも、中小法人に対しては、設備投資等の促進や事業承継に対する支援、生産性向上のための支援などが行われてきた。

令和5年度税制改正においては、中小法人における賃上げの機運を醸成していくためにも、その生産性の向上や経営基盤の強化を促すことが重要であるという観点から、法人税の軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用期限が2年延長された。しかしながら、中小法人が近年の深刻な人手不足、ICT化へ向けて必要となる設備投資、エネルギーを中心としたコストプッシュ型の物価上昇等による収益環境の悪化といった環境変化に対応していくためには、内部留保の充実をはじめ、事業の存続や新規事業への取組みに対して、今後もさらなる税制による継続的な支援が必要である。

租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要であるとして、廃止を含めた見直しが検討されている。しかし、地域経済を支え、我が国の雇用全体の約7割を生み出し、地方創生を担う中核となる中小法人にとっては、積極的な投資に対する特別措置だけでなく、存続のための支援という視点も重要であり、税制による継続的な支援が必要である。

必要とところに必要な支援となる税制であるために、平均所得金額（前3事業年度の所得金額）が年15億円を超える中小法人については、中小法人向けの租税特別措置が不適用とされている。中小法人の範囲について今後の見直しの際には、この平均所得金額の引下げには慎重であるべきであり、企業規模の判定にあたっては、資本金基準や所得金額のほか従業員数など他の指標を組み合わせることが適当である。

【法人税】

我が国の法人税は、税率引下げに伴う税収確保の観点から、課税ベースが拡大傾向にあったところ、令和5年度税制改正において、国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿って、法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境の整備に資するものとして各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（グローバル・ミニマム課税）が導入されることとなった。

今後の法人税制の改正にあたっては、税率の見直しと課税ベースのトレードオフによる財源確保の視点ではなく、適正な課税ベースの構築を基本に据え、公平・中立が維持できる制度となるようにすべきである。この点、一税目の中での税収中立を前提条件とするのではなく、税体系全体での税収確保のあり方を議論することや、場合によっては社会保障制度と税制全体を総合的に勘案して制度設計を行うことを議論する必要もある。

令和5年度税制改正においては、経営者の大胆な挑戦を可能とし、働き手に新たな活躍の場を提供する新たな産業の創出・育成を推進するため、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化する措置として、エンジェル税制やオープンイノベーション促進税制が拡充されることとなった。また、人への投資・イノベーション促進の措置として、企業による先導的人材投資に係る税制を創設するとともに、研究開発税制が見直されることとなった。こうした改正が機能すれば、2,000兆円に及ぶ個人金融資産や500兆円に及ぶ企業の内部留保の有効活用が見込まれるが、これらのうち特に租税特別措置については、その有効性等を検証したうえで、真に必要なものに限定すべく整理すべきである。

【消費税】

我が国の消費税は平成元年に導入され、その後数次にわたる改正を繰り返した結果、制度全体が複雑化し事業者及び課税庁双方の事務負担が増大するものとなっている。したがって、簡素化の観点から消費税制度全体を抜本的に見直すことが必要であり、概ね次のような姿をあるべき消費税制と考える。

- ① 軽減税率制度は逆進性対策として非効率であり、財政への影響が大きいこと、また、事業者及び課税庁のコスト削減等の観点からも、単一税率制度とする。
- ② 事務負担が過度とならないよう、適格請求書等保存方式を見直す。
- ③ 課税ベースを狭めることとなる非課税取引の範囲を縮小する。
- ④ 基準期間における課税売上高による納税義務の判定を廃止し、当年又は当事業年度における課税売上高により課税事業者の判定をし、課税売上高が一定額以下の場合、納税者の選択によって申告をしなくても納税義務が免除される制度を創設する。

- ⑤ 簡易課税制度については、みなし仕入率を引き下げたうえで設備投資に係る仕入税額控除を認め、一定の要件を付したうえでその課税期間に係る各種届出書の提出時期を申告期限までとする。

【相続税・贈与税】

平成25年度税制改正により基礎控除額が引き下げられた結果、富の再分配機能は一定程度の回復が図られたと考えられる。今後の相続税については、とりわけ高額な相続財産に対しては一層の課税強化を行う余地があるとしても、中間層以下の財産取得者に対し、さらに課税を強化することは適当ではない。

令和5年度税制改正では、暦年課税制度が廃止されるのではないかと懸念がある中で、暦年課税と相続時精算課税の選択制が維持されたことについては、一定の評価はできると考える。また、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から「資産移転時期の選択に中立的な税制の構築」を掲げ、暦年課税制度による生前贈与の加算対象期間が延長されたが、納税者の事務負担等を考慮し、一定の経過措置期間を設け徐々に伸ばしていくという措置が設けられた。相続時精算課税制度については、移転時期の選択に中立性の高い税制としてより一層の利用促進を図る観点から、特別控除2,500万円とは別に相続税の課税価格への加算が不要で申告も不要な基礎控除110万円が創設された。少額贈与の申告やそれに伴う記録管理等の負担軽減の観点からも望ましい改正と考える。さらに、受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算する取扱いが設けられたことについては、日本税理士会連合会の要望が実現したものといえる。

教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与に係る特例については適用期限がそれぞれ延長されたが、贈与税が空洞化し、相続税の補完税としての機能を弱めるとともに、資産格差の固定化につながることから、適用期限の到来を見据えて廃止又は縮小すべきである。

現行の法定相続分課税方式は、すべての財産が把握できない場合には適正な申告を行うことができないことや水平的公平が担保されないことなどの問題点が指摘されている。さらに近年では、個人の権利意識の高まりにより自己の相続分に応じた税負担を重視する傾向が見られるとともに、生命保険金等のみなし相続財産がある場合にその内容を他の相続人に知られることや親族外の者が事業承継税制を適用した場合には、親族外の者にその相続全体の内容が知られることの問題が生じている。そのため相続税の課税方式については、資産移転時期の選択に中立的な税制を構築していくうえでも遺産取得課税方式の導入を視野に入れて、今後検討すべきである。

また、喫緊の課題である中小企業の事業承継問題の解決を早期に税制面から推し進めるためには、非上場株式の贈与税及び相続税の納税猶予制度における免除要件の緩和ないし思い切った非上場株式の株価の評価減の制度を創設すべきである。

【地方税】

地方税制は、地方行政を安定的に運営する基盤であり、地方分権の確立や地方創生を推進する観点からは、安定的で偏在性の少ない税制を構築することが必要である。

教育、福祉、警察、消防などの地域住民に密着した行政サービスは、その多くが地方行政により担われており、その行政費用はサービスの提供を受ける地域住民によって負担されるべきことから、地方税には、公平・中立・簡素の原則に加え、負担の分任性や応益性、そして自主課税権を尊重することなどが重視される。

所得が低い者に課税を行うとその課税により所得格差が拡大することになるが、住民福祉を増進する観点からは、税負担とともに給付が適切に組み合わせられて、より公平で実質的な所得の再分配が行われることが望ましい。

中小企業者に対する課税については、事業の継続や雇用の確保の観点から、中小法人に対して法人事業税の外形標準課税を適用すべきではなく、また一定規模以下の中堅法人についても、企業育成の観点から、適用除外又は負担を軽減する措置を検討すべきである。

個人住民税について、現行制度は所得税よりも広い課税ベースを採用しており、地域住民に広く負担を求めて税収の充実を図るという観点から一定の合理性がある。しかし、所得税と比べて所得控除額の水準が異なることや、確定申告が不要とされている所得の取扱いが所

得税と異なるため、所得税で申告が不要でも、個人住民税の申告が必要となる場合があるというように、現行制度には納税者に分かりにくい点がある。簡素で納税者に分かりやすい税制を構築することや、行政コストの削減と地方税務行政の円滑な運営を促す観点から、所得税と個人住民税の課税ベースを可能な限り統一させることが望ましい。

いわゆる「ふるさと納税」について、本来自己負担であるべき寄附が、現行制度では自己が負担する金額以上の経済的な利益が得られる仕組みとなっているため、制度を利用できる者とできない者との間に公平性の問題が生じている。また、受益を受けている現居住地に納めるべき税の一部が他の自治体に移転してしまうことも、地方財政にとって深刻な問題を生じさせている。そのため、寄附税制のあり方について、現行制度の適正化を図る必要がある。

【納税環境整備・その他】

1. 経済社会の環境変化と納税環境の整備

企業がデジタル技術等を活用し、顧客等のニーズを基にビジネスモデルや企業文化・風土等を変革し、競争上の優位性を確立させるデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応は、より迅速かつ具体的なものとなることが求められている。これに加えて新型コロナウイルス感染症の影響によりアフターコロナに向けて社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への対応や課題が浮き彫りとなっている。

税務の分野においては、国税・地方税の両分野における電子申告・納税システムの利用割合は、法人税申告等の手続については9割に近づいており既に定着した感があるが、所得税申告では約6割、相続税申告では前年度よりも利用割合が向上したものの約2割となっており、定着しているとは言い難い。個人の納税者における電子申告をさらに普及するためには、納税者の多様性を理解し、柔軟な制度設計とシステム構築が求められる。また、大企業では電子申告の義務化が令和2年4月から実施されているが、書面での申告書提出が一切認められないなど硬直的な対応となっている。今後、状況に応じて柔軟な措置が講じられるべきである。

税務調査においては、デジタル化の進展により非対面による税務調査の進展が想像される。行政事務効率化の観点からも、この機会にデジタル化を念頭に置いた新しい税務調査の手法について、制度面も含めた見直しが行われるべきである。なお、税務調査において、課税庁が納税者の保有するクラウド上のデータを活用する場合には、納税者に許諾を求めるなど一定の配慮が必要である。

電子申告・納税システムの利用範囲を、各種文書提出や問合せ対応等の事務など、納税者と課税庁の双方向での利活用が可能となるよう見直すべきである。

2. 税務におけるDXの具体的推進

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」によれば、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指しての構想及び工程表が示されている。課税庁が有する各種情報について、個人情報等に十分な配慮が求められることは当然であるが、課税庁の事務だけでなく、申告を行う際に参考となる情報が納税者に対しても提供されることは、申告納税の理念からも重要なことである。

今後さらなる検討が始まる税務分野のデジタル化については、システムを保有する課税庁とシステム開発事業者に加えて、ユーザーとも位置づけられる納税者及び税理士からの視点は不可欠である。適正な税務申告の体制を実現するために、制度設計から運用・検証に至る各段階で、納税者・税理士の意見を取り入れる仕組みを構築すべきである。

3. 国税通則法等

複雑で難解な税法及び税務手続を専門家でない納税者が正しく理解することは必ずしも容易ではなく、納税者が誤った理解の下に不利益を被る可能性も高い。そのような状況において、納税者の最低限の権利保護を目的として、諸外国にも例の多い納税者憲章を制定するとともに、国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加すべきである。

また、実地の調査の事前通知事項について、その通知方法は法令上規定されておらず、原則として電話により口頭で行うとされている。しかし、通知事項の分量や内容によっては、正確に記録することが困難な場合も少なくなく、多くの時間を要することもあり負担が大きい。し

たがって、納税者又は税務代理人と課税庁が合意した場合には、一定の事項について書面による通知を行うこと、又は、事前通知を電子的に行うことも検討すべきである。

4. 公会計制度

国及び地方公共団体の財政状態や、行政コストの内容等を容易に把握するため、複式簿記や発生主義による「国の財務書類」等がより一層活用されるように取り組むことが必要である。

5. 成年後見制度

成年後見制度の一層の活用にあ資するため、例えば、所得税法及び相続税法上の障害者の範囲を見直し、被保佐人、被補助人及び任意後見における委任者で任意後見契約が発効した者についても障害者控除の適用対象とするなど、関連する税制及び税務上の取扱い等を見直す必要がある。

6. カーボンプライシング（炭素税等）

政府は、パリ協定やSDGsを踏まえた地球温暖化対策の一環として、税制のグリーン化を推進するとの方針を示し、近年、エネルギー課税や車体課税等を中心に税制改正を加速させるとともに、新たな解決方法としてカーボンプライシングの検討を開始している。カーボンプライシングは、温室効果ガスの削減にあ資するだけでなく、あらゆる主体に対し脱炭素社会に向けた資金を含む資源の戦略的な配分を促し、新たな経済成長を実現する役割も期待できるものであるが、その導入にあたっては、例えばその収税等を活用して他の税目における減税措置を講ずるなど、事業者、特に中小企業者の経営には十分配慮すべきである。

また、脱炭素社会に向けて、より効率的な税制を構築する観点から、国と地方を通じた環境関連税制の体系を再検討する必要がある。

【国際税制】

2021年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際的な合意がまとめられた。本国際合意は、市場国への新たな課税権の分配（第1の柱）とグローバル・ミニマム課税（第2の柱）からなる。

この合意に則った法制度の整備を進めるため、令和5年度税制改正において、特定多国籍企業グループなどに属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（グローバル・ミニマム課税）が導入された。同時に、国際的な情報収集の必要性から情報申告制度が創設された。これらの事務負担に対応するため、外国子会社合算税制（CFC税制）に関する見直しや申告書の添付書類等が簡素化された。

今後、さらなる国際的なルールが具体化するにつれて、国内法の整備が求められる。その過程で、我が国の収税確保や財政再建の観点から積極的な対応が必要であるが、その結果として、国内の企業に意図せざる課税が及ぶことのないように配慮すべきである。

【災害対応税制】

我が国においては、東日本大震災や平成28年熊本地震以降も豪雨や台風などの大災害が毎年のように発生し、今後も発生が予測されている。

日本税理士会連合会は、災害税制に関して、「災害税制に関する基本法」を立法化すべきであると要望してきた。平成29年度税制改正により「災害に関する措置の常設化」という形でこの要望が実現した。

また、令和5年度税制改正においても、東日本大震災以降、要望し続けてきた災害損失について、特定非常災害により生じた一定の損失額の繰越控除期間が3年間から5年間へと延長された。さらに、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により相続時まで滅失した場合等について、相続時にその損失額を控除して再計算することとされた（再掲）。

しかしながら、災害の規模や被災地域の経済状況等によっては損害の回復や復旧に相当の時間を要する場合も想定されるため、災害による損失が十分に救済されるよう税制上のさらなる手当が必要である。

また、現場では、地方公共団体の税務上の対応に統一性がない事例が報告されており、手続の簡素化や統一化のための法整備をすべきである。各地方公共団体において、災害税制に関する担当者を育成するなどの対策が必要である。

税制改正に関する 建議・要望

税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

税制に対する基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

建議・要望の構成

- ❖ 特に強く主張したい3項目の「重要建議・要望項目」
- ❖ 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
- ❖ 全国15税理士会及び日税連の655項目の税制改正意見から36項目に集約した「建議・要望項目」

重要建議・要望項目

中小法人税制

- 中小法人の配当促進税制の整備を行うとともに、役員給与税制を見直すこと
- (1) 中小法人の配当促進税制を整備すること
 - (2) 役員給与は原則として全額損金の額に算入すること

消費 税

- 消費税の非課税取引の範囲を見直すとともに、軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと
- (1) 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと
 - (2) 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと

所 得 税

- 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること
- (1) 基礎的な人的控除の見直し
 - (2) 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト
 - ① 給与所得控除額の縮減
 - ② 公的年金等控除額の縮減



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

www.nichizeiren.or.jp
日税連 検索

nichizeisei.jp
日税政 検索

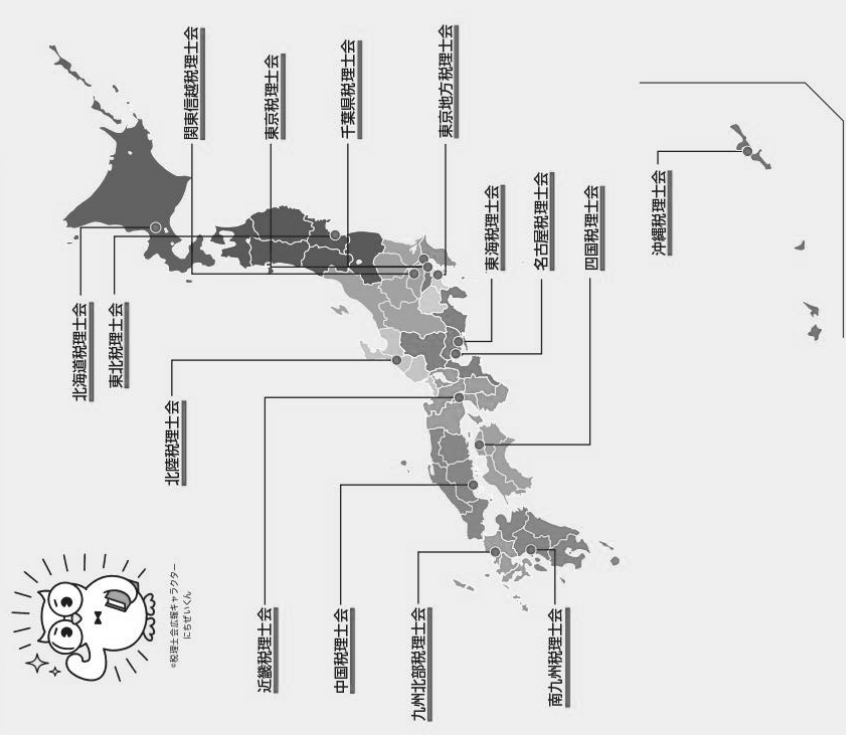


主な建議・要望項目

所得税	1 年末調整実施の時期及び所得税の確定申告期限の後倒し (建議・要望項目 6)
	2 業務用不動産の譲渡損失の他の所得との損益通算制度の見直し (建議・要望項目 4)
法人税	3 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ (建議・要望項目 12)
消費税	4 適格請求書等保存方式の柔軟な運用 (建議・要望項目 14)
	5 基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告免除制度の創設 (建議・要望項目 15)
相続税・贈与税	6 簡易課税制度の見直し (建議・要望項目 16)
	7 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長、申告手続等の簡素化（建議・要望項目 21）
地方税	8 取引相場のない株式等の評価の適正化 (建議・要望項目 18)
	9 償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し (建議・要望項目 22)
	10 個人事業税の課税対象事業及び税率の見直し、事業主控除額の引上げ (建議・要望項目 25)

日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使用及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務付けられている団体である。日本税理士会連合会は、全国15の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約80,000人である。



税理士による国会議員等後援会

令和6年6月30日現在

衆議院

選挙区	議員等氏名	政党	後援会長	結成年月日
大阪16区	北 側 一 雄	公明党	竹 内 芳 彦	H14. 7. 22
京都1区	勝 目 康	自民党	鹿 野 幸 裕	R 4. 4. 23
京都2区	前 原 誠 司	教育※	北 村 光 一 郎	H16. 8. 24
京都3区	泉 健 太	立憲※	谷 明 憲	H24. 2. 5
京都5区	本 田 太 郎	自民党	中 井 正 紀	H30. 11. 17
兵庫3区	関 芳 弘	自民党	長 田 義 博	H21. 1. 6
兵庫9区	西 村 康 稔	自民党	藤 本 晃	H17. 7. 22
兵庫10区	渡 海 紀 三 朗	自民党	伊 藤 治	H 2. 2. 1
兵庫11区	松 本 剛 明	自民党	前 田 俊 明	H10. 11. 18
兵庫12区	山 口 壯	自民党	芝 原 惠 一	H21. 10. 24
奈良2区	高 市 早 苗	自民党	武 野 勝 文	H11. 1. 18
奈良3区	田 野 瀬 太 道	自民党	長 谷 川 博 章	H25. 6. 29
和歌山2区	石 田 真 敏	自民党	森 村 透	H25. 10. 19
和歌山3区	二 階 俊 博	自民党	原 均	H19. 1. 27
滋賀1区	大 岡 敏 孝	自民党	島 渕 裕 一	H30. 9. 22
滋賀2区	上 野 賢 一 郎	自民党	野 坂 喜 則	H25. 6. 23
滋賀3区	武 村 展 英	自民党	中 川 徳 親	R 3. 6. 26
比例近畿	宗 清 皇 一	自民党	藤 本 幸 三	H28. 1. 23
比例近畿	田 中 英 之	自民党	平 野 烈	R 4. 8. 11
比例近畿	盛 山 正 仁	自民党	長 谷 川 隆 史	H24. 8. 20
比例近畿	大 串 正 樹	自民党	岡 田 彰 徳	H30. 12. 6
比例近畿	小 林 茂 樹	自民党	森 田 務	R 3. 6. 26
比例近畿	奥 野 信 亮	自民党	辻 井 賢 博	H15. 9. 27
比例近畿	柳 本 あ き ら	自民党	中 山 彰	R 5. 6. 24

参議院

選挙区	議員等氏名	政党	後援会長	結成年月日
大阪府	松 川 る い	自民党	今 井 基 剛	H30. 7. 23
京都府	福 山 哲 郎	立憲※	作 見 藏 市	H16. 8. 26
京都府	西 田 昌 司	自民党	富 村 将 之	H18. 12. 8
京都府	吉 井 章	自民党	榎 和 哉	R 5. 11. 12
兵庫県	末 松 信 介	自民党	吉 川 徹	H16. 5. 31
兵庫県	伊 藤 孝 江	公明党	垣 見 芳 正	H29. 12. 2
奈良県	堀 井 巖	自民党	吉 田 廣 彰	H29. 7. 29
和歌山県	鶴 保 庸 介	自民党	田 中 佳 則	H27. 7. 4
和歌山県	世 耕 弘 成	無所属	速 水 慎 一 郎	H20. 9. 20
滋賀県	こ や り 隆 史	自民党	和 澤 清 隆	H28. 12. 17

非現職(衆議院)

選挙区	議員等氏名	政党	後援会長	結成年月日
	大 西 宏 幸	自民党	若 林 日 出 紀	H28. 2 . 5
	左 藤 章	自民党	鮎 川 純 利	H12. 12. 2
	中 山 泰 秀	自民党	新 田 博 之	H16. 5. 21
	とかしきなおみ	自民党	平 山 直 樹	H20. 11. 25
	大 塚 高 司	自民党	森 田 茂 稔	H20. 4. 6

非現職(参議院)

選挙区	議員等氏名	政党	後援会長	結成年月日
	尾 立 源 幸	自民党	河 田 秀 雄	H21. 12. 20

※ 税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程に基づく後援会

※ 議員等氏名は、國會議員要覧（発行・国政情報センター）掲載の議員名を使用。

※ 立憲・・・立憲民主党

※ 教育・・・教育無償化を実現する会

